



(仮称)第2次西東京市 食育推進計画案

平成26年3月

西東京市

(表紙裏 白紙)

A grid of 20 rows of circles. The first 19 rows are full, each containing 20 circles. The 20th row contains 10 circles.

西東京市長 丸山 浩一

< 目 次 >

1. 計画策定の背景	1
1-1 食育推進の責務.....	2
1-2 市の食育をめぐる現状と課題	4
2.計画の位置づけと推進の仕組み	9
2-1 計画の位置づけ.....	10
2-2 計画の期間.....	11
2-3 計画の推進	11
3.計画の基本的な考え方	15
3-1 計画の将来像.....	16
3-2 計画の基本方針.....	16
3-3 計画の視点.....	17
3-4 基本目標と施策の体系.....	18
4.施策の内容	22
基本目標1 食の自立と健康的な生活を実践する取組の充実	23
基本目標2 農の理解を通じた食を大切にする心の育成	34
基本目標3 人と人とのつながりによる広がりある食育の推進	38
5.重点事業	41
5-1 重点事業の位置づけ	42
5-2 重点事業のコンセプト.....	42
5-3 5つの重点事業.....	42
6.市民・家族の取組	49
6-1 家族ぐるみの食育の取組	50
6-2 市民の行動指針.....	52
7. 進行管理	53

7-1 計画の進捗の把握・評価	54
7-2 食育推進の指標と目標	55

資料編	58
------------	-----------

資料1 西東京市食育推進会議設置要領	59
資料2 西東京市食育推進会議 委員構成	61
資料3 計画の策定経過	62
資料4 計画策定に関わるアンケート概要	64
資料5 用語解説	65
資料6 食育基本法	73

※ 食育に関わるアンケートについては、巻末の「資料4 計画策定に関わるアンケート概要」に概要を掲載しています。

※ 本文で*を付した用語については、巻末の「資料5 用語解説」に解説を掲載しています。

食育とは

食育とは、食に関する知識と食を選択する力を養うことで、健全な食生活を実践し、生涯にわたり健康的な心身と豊かな人間性を自ら育むことです。

食は「いのち」の上に成り立っており、食への感謝の心を養いながら、食育を進めることが重要です。

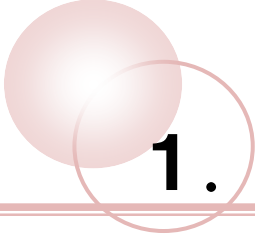
- 食に関する知識と食を選択する力（適切な判断力）
- 健全な食生活を実践
- 健康的な心身と豊かな人間性
- 食への感謝の心

（食育基本法より抜粋）



1. 計画策定の背景

計画を策定する背景について示します。



1. 計画策定の背景

1-1 食育推進の責務

- ◆ 食育を推進し、一人ひとりが健全な食生活を実践し、健康的な心身と豊かな人間性を育むことを支援する必要性が生じています

1 食をめぐる環境の変化

『食』は、生きる上での基礎となるものであり、『食育』とは「様々な学習や体験等の経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること（「食育基本法*」前文より抜粋）」です。

しかし、社会経済情勢の変化やライフスタイルの多様化に伴い、私たちをとりまく食環境は大きく変化し続けています。生活習慣の乱れは食生活の乱れにつながり、朝食の欠食、肥満や生活習慣病*の増加、家族と一緒に食事をとらない「孤食*」の傾向が見られる等、食は社会全体の問題となっています。食の問題が顕在化するに伴い、食育を推進することが喫緊の課題となっています。

2 国や東京都の動き

国は「一人一人が「食」について意識を高め、国民運動として食育の推進に取り組んでいくことが我々に課せられている課題である」とし、平成17年に「食育基本法*」及び「食育推進基本計画*」を定めています。平成23年3月には「第2次食育推進基本計画」が公表され、①生涯にわたり間断のない食育の推進、②生活習慣病予防及び改善につながる食育の推進、③家庭における共食*を通じた子供への食育の推進が新たな基本方針として掲げられています。

東京都は、平成18年に「東京都食育推進計画」を策定しています。国の動きを受け、多様化するライフスタイルが展開する都民の実態や食の大消費地としての東京の特性を踏まえ、平成23年7月に「東京都食育推進計画」の一部修正をしています。

第2次食育推進基本計画（平成23年度から27年度までの5年間）

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 重点課題

- (1) 生涯にわたるライフステージに応じた間断しない食育の推進
- (2) 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- (3) 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

2. 基本的な取組方針

- (1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2) 食に関する感謝の念と理解
- (3) 食育推進運動の展開
- (4) 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 食育に関心を持っている国民の割合
2. 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数
3. 朝食を欠食する国民の割合
4. 学校給食における地場産物を使用する割合
5. 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合
6. 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合
7. よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合

8. 食育の推進に関わるボランティアの数
9. 農林漁業体験を経験した国民の割合
10. 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合
11. 推進計画を作成・実施している市町村の割合

第3 食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協力の強化
2. 地方公共団体による推進計画の策定等とこれに基づく施策の促進
3. 世代区分等に応じた国民の取組の提示等積極的な情報提供と意見等の把握
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し

内閣府「平成24年度食育推進施策（食育白書）」より

東京都食育推進計画（平成23年度から平成27年度までの5年間） 平成23年7月一部改正

東京都食育推進計画の特徴

- ライフステージごとに食育の重点テーマを設定
- 東京都に集積する食のサービス、人材、情報を活用



（具体的な施策）

1. 家庭だけでは困難な子どもの食育を学校、地域で支える
2. 食の生産現場との交流体験の場をつくる
3. 食のサービス、人材、情報を活用した食育を推進

3 西東京市食育推進計画見直しに向けて

少子化・核家族化に伴うライフスタイルの変化等、時代の流れとともに食をとりまく環境も変わりつつあります。このため、西東京市（以下「本市」という。）の実態を踏まえ、未来を担う子供たちから成人へとすべての世代に対して、計画的かつ総合的に食育の推進を図る必要性があることから、平成21年3月に「西東京市食育推進計画」を策定し、平成25年度までの5年間を取り組んできました。

その結果、「食育」について認知度が高まり、栄養のバランス等を考えて食事をする人が増加するとともに「共食*」について新たな課題が見えてきました。

今回の改定計画（第2次計画）では、これまでの成果を踏まえ、さらに地域の特性を生かした実効性の高い食育を推進していくため、国や都の新たな施策動向等を踏まえ、前計画の取組をさらに発展させていく改訂計画（第2次計画）として策定しています。

1-2 市の食育をめぐる現状と課題

「西東京市食育推進計画」では、『食が織りなす、豊かな暮らしのあるまち』を将来像とし、以下の3つの基本目標に沿って取り組んでいます。

基本目標1	食の自立と健康的な生活を実践する取組の充実 ～毎食 バランスよく みんなで楽しく 食べます～
基本目標2	農の理解を通じた食を大切にする心の育成 ～めぐみとまごころに感謝し 大切に 食べます～
基本目標3	人と人とのつながりによる広がりある食育の推進 ～伝えあい 守り育てながら 食べます～

「西東京市食育推進計画」の基本目標に沿って、市内の食育をめぐる現状と課題を示します。なお、食育推進の指標として使用した統計の出典概要については、【資料編】の【資料4】に詳細を明記します。

1 食の自立と健康的な生活を実践する取組の充実

朝食は、一日の活動を始めるための大切なエネルギーと栄養をとるものです。朝食の欠食は、肥満や生活習慣病*の発症を助長する等問題点が多く指摘され、生活リズムがつくられる子供の時期に朝食の欠食の増加が懸念されています。

朝食を食べている小学生は、平成19年度と比べると高い数値で維持しています。各学校では、食育の全体計画に基づいた計画的な食育の推進を行っており、また、体力向上推進の観点からも、保護者に朝ごはんの大切さについて啓発を行ってきた成果が見られます。今後も、保護者への啓発に加え個別の児童・生徒への働きかけを継続し、多くの子供がきちんと朝食を食べる習慣が身に付けるようにする必要があります。

一方で、成人について平成23年度調査結果を見てみると、朝食をほぼ毎日食べている人の割合は減少しています。朝食を食べない理由は、「時間がないから」（33.6%）、「習慣になっているから」（25.3%）、「食欲がないから」（20.8%）が主な理由となっています。

年代別にみると、男女共に年齢が上がるにつれ朝食を食べている人の割合は増加しています。様々な機会を通じて、特に若い世代へ朝食をとる大切さを伝えていくことが重要となります。

食育推進計画進捗状況調査表より

食育推進の指標	平成19年度 現状値		平成25年度目標 19年度対比	平成24年度（小学生） 平成23年度（20歳以上） 現状値
	小学生	98.3%	現状維持	98.2%
朝食をほぼ毎日食べる人の割合	20歳以上	87.4%★	上げる	84.0%

（出典）小学生：西東京市「食育に関するアンケート」（平成20年4月・平成25年3月）
保護者が子どもについて回答。

20歳以上：健康づくり推進プラン策定のための市民アンケート調査報告（平成14年3月・平成24年3月）

★なお、「ほぼ毎日」とは、週に4、6日程度以上食べるものとして扱う。

栄養バランスを考えて食べることは、食を通じた健康づくりで必要なことです。平成23年度の調査結果を見てみると、毎日の食事で栄養バランスやエネルギーに気を配っている人の割合は増加しています。20歳以上の男女を見てみると、女性が男性より意識が高いことがうかがえます。年代別にみると、男女共に年齢が上がるにつれ栄養バランスを考えながら食事をしている人の割合は上昇しています。また、乳幼児をもつ保護者の意識を見ると、約8割の保護者が栄養バランスやエネルギーを考えて食事をしています。（平成24年3月健康づくり推進プランより）

食育推進計画進捗状況調査表より

食育推進の指標	平成19年度 現状値		平成25年度目標 19年度対比	平成23年度 現状値
	小学生以上の男性	52.9%	上げる	69.8%
栄養のバランスやエネルギーを考えて食事をしている人の割合	小学生以上の女性	70.7%	上げる	90.0%

（出典）小学生以上の男性、小学生以上の女性：

健康づくり推進プラン策定のための市民アンケート調査報告（平成14年3月・平成24年3月）

★平成14年度調査対象者である30歳以上に合わせて、平成23年度現状値を算出

★参考までに平成23年度調査結果で20歳以上とした場合は、男性68.8%、女性88.5%

課題

生活リズムを見直し、健康を意識した食習慣にしていく必要がある

- 世代の特徴や生活の状況に応じた望ましい生活習慣について、個々の問題点を見直す機会が持てるよう情報を提供することが必要です。
- 栄養バランスや量等の望ましい食習慣、休養、運動等の生活リズムを習得する機会の充実が重要です。

2 農の理解を通じた食を大切にする心の育成

西東京市は、市の面積の約1割が農地です。農業生産の場が身近な生活空間にあるということは、食に関する基礎的な知識や理解を深められるという点で大変恵まれた環境であり、西東京市の特性の一つといえます。そのために、地域の農業者と連携した農業体験等、市内農産物を利用した体験活動を行っていくことができます。

市内公立小・中学校（以下、「小・中学校」等『市内公立』を省略）では、体験を通じて食べ物や命の大切さ、感謝の気持ちを学ぶ大切な場として農業体験を実施しています。小学校では、平成19年度から平成23年度まで、全校で農業体験を実施しています。各学校の敷地内での野菜や稲の栽培の他、近隣の農業者の協力のもと、学校農園体験活動を行っています。中学校では、職場体験や修学旅行中の活動に農業体験を位置づけている学校が増えています。

小・中学校共に、今後も「食に関する指導の全体計画」（以下「食育全体計画」とする）に基づいた農業体験を継続することが大切と考えています。

食育推進計画進捗状況調査表より

食育推進の指標	平成19年度 現状値		平成25年度目標 19年度対比	平成24年度 現状値
	小学校 中学校	19校 1校	現状維持	小学校19校 中学校5校
農業体験実施校数				

（出典）小学校：食育実施状況調査

（市内公立小中学校が、平成18年度及び平成19年度に実施した食育として位置づけが可能な活動内容を回答）結果

地元の農産物の購入は、鮮度や旬に対する消費者のニーズを満たすとともに、輸送コスト・エネルギーの縮減、顔が見える関係づくりができる「地産地消*」にも関心が高まっています。

市内においては、野菜を中心とした農産物直売所が多く、身近に地元の農産物が購入できる比較的恵まれた状況です。また、直売所以外でも地元の農産物の販売コーナー等を設置するスーパーマーケット等もあり、より利用しやすい環境が整いつつあります。

市内の小学生の保護者は、約8割が地元の農産物を購入したいと答えており、身近に農を感じることができる環境が影響していると考えられます。

食育推進計画進捗状況調査表より

食育推進の指標	平成19年度 現状値		平成25年度目標 19年度対比	平成24年度 現状値
	小学生の保護者	87.9%	現状維持	81.7%

（出典）小学生の保護者：西東京市「食育に関するアンケート」（平成20年4月・平成25年3月）
地元の農産物を「多少割高でも」あるいは「同程度の価格であれば」購入したい割合。

「地産地消」に関しては、市民意識調査報告書（平成24年5月実施）*による満足度調査結果が示すように、「地元の農産物」に対する消費への関心は依然として高く、今後、より一層の充実が求められている分野です。

食べ物を大切にする活動として、平成24年度は市内小・中学校で9校29回の出前授業と一般市民向け講座を4回実施しています。

また、市内産農作物の広報の他、産業振興及び地産地消*を目的とした「めぐみちゃん*メニュー」の認定に係る仕組みづくり等にも取り組んでいます。

課題

農にふれる機会や地産地消に取り組む機会を増やし、理解を深めることが求められている

- 市民の農業体験意欲に対応し、農業体験に加え本市の農業の理解を深める仕組みの構築が重要です。
- 生産者の顔が見える市内産農産物の購入に対する市民の高い意欲を踏まえ、引き続き市内産農産物についての情報提供と購入・販売の場の充実が求められています。

3 人と人とのつながりによる広がりある食育の推進

家族と一緒に食事をとることは、一緒に食べる楽しさを知り、また人と気持ちよく食事をするためのマナーを習得できる機会として重要です。

核家族化や単独世帯の増加に見られるように、社会情勢やライフスタイルの変化に伴い、孤食*が問題視されるようになってきています。

平成23年3月に国から公表された「第2次食育推進基本計画」では「家庭における共食*を通じた子どもへの食育の推進」が重点課題として掲げられています。

食育推進計画進捗状況調査表より

食育推進の指標	平成19年度 現状値		平成25年度目標 19年度対比	平成24年度 現状値
	小学生の保護者	93.8%	現状維持	90.9%

（出典）小学生の保護者：西東京市「食育に関するアンケート」（平成20年4月・平成25年3月）
なお「ほぼ毎日」とは「週4、5日以上」を指す。

「朝食や夕食をできるだけ、家族みんなで食事をする事」について、成人では男性よりも女性で心掛けている割合が高く、男性の20歳代から40歳代及び女性の20歳代で心掛けている割合が低くなっています。（平成24年3月西東京市健康づくり推進プラン策定のための市民の健康に関するアンケート調査報告書より）

家族と一緒に夕食をほぼ毎日食べる人の割合は、平成19年度より平成24年度まで大きな変化がない状況です。

誰かと食卓を囲むことは、身体の健康の維持増進につながるだけでなく、心を育む機会でもあります。ライフスタイルの多様化に伴い食環境が変化し続ける今日、保護者と子供がコミュニケーションを図ることの大切さや食事のマナーに係る指導について、継続的に保護者に対する啓発を行っていく必要があります。

食育推進計画進捗状況調査表より

食育推進の指標	平成19年度 現状値		平成25年度目標 19年度対比	平成24年度 現状値
「食育」の意味を知っている人の割合	小学生の保護者	73.3%	上げる	82.4%

（出典）小学生の保護者：西東京市「食育に関するアンケート」（平成20年4月・平成25年3月）

「食育」の認知度として、「意味を知っている」人の割合は増加しています。今後も、市内関係機関と連携を取りながら、食育に関する取組について保護者や市民等に紹介する等の情報発信・啓発を行うことで、引き続き食育の認知度を高めていく必要があります。

また、「食事バランスガイド*」認知度を見てみると、8割弱の保護者が「見たことがある」と回答しています。一方で食事バランスガイド*を「参考にしている」人は約5割にとどまっています。（平成25年3月西東京市「食育に関するアンケート」*調査結果より）

課題

誰かと食卓を囲む機会を持つこと(共食)の大切さを知り、家庭や地域が連携して、子供から高齢者まで、あらゆるライフステージの人の食環境を支え育んでいくことが必要である

- ライフスタイルの多様化に伴い食環境が変化する中、家庭だけでは取り組むことが困難な状況等を踏まえ、家庭と地域が連携して食育の普及啓発を推進することが必要です。
- 地域連携の一環として、市内関係機関と連携を取りながら、食育ネットワークの構築が重要です。



2. 計画の位置づけと推進の仕組み

計画の位置づけや期間、推進について示します。

2. 計画の位置づけと推進の仕組み

2-1 計画の位置づけ

◆上位計画である第2次基本構想・基本計画や関連する個別計画との整合を図り、食育に関する主体が力を発揮する仕組みを作ります

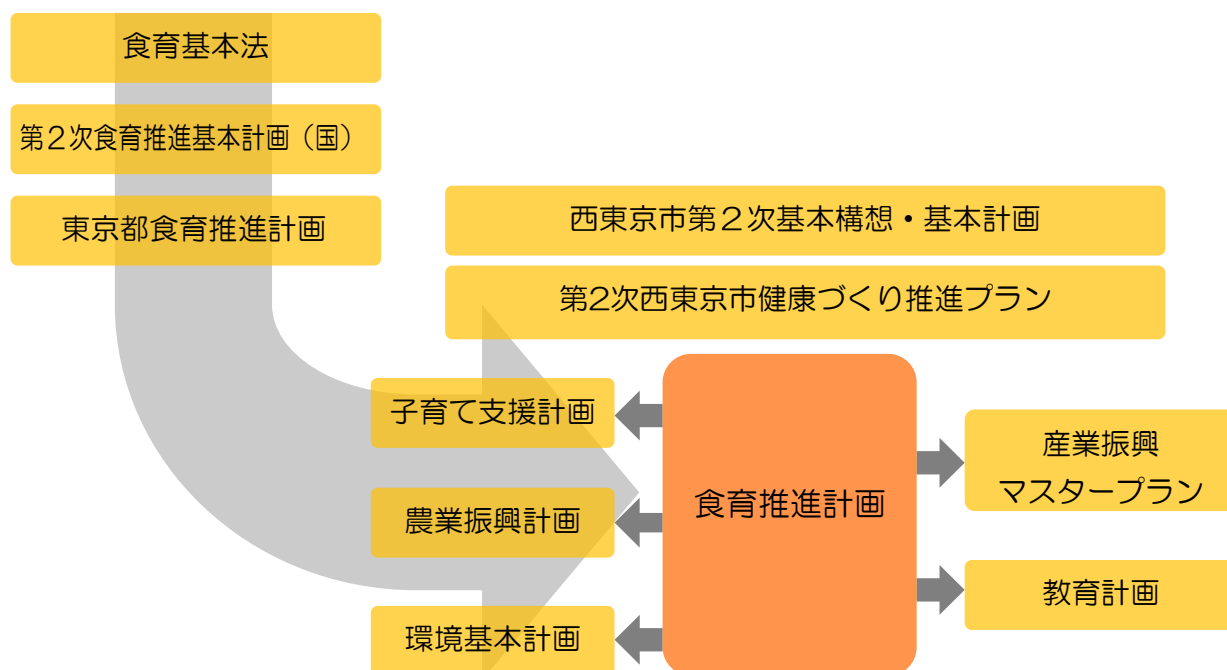
本計画は、食育基本法*第18条の「市町村食育推進計画」であり、国の食育推進基本計画*及び東京都食育推進計画を基本として策定しています。

また、本市では第2次基本構想・基本計画を上位計画とする健康、農業、教育、子育て、商業振興、生涯学習、環境等の諸計画及び平成23年8月に行った健康づくりの取組を象徴的にあらわす「西東京市健康都市宣言*」の目指す価値を大切に、食に関連する多くの事業を実施してきました。

本計画は、こうした関連する施策を「食育」の視点から体系的に位置づけ直して取り組むとともに、さらに「食の安全・安心」などの新たな課題に対応し、総合的に「食育」を推進するものです。

本計画に基づき、「食育」に関する課題の解決を着実かつ積極的に図ることで、誰もが生涯にわたって健康を保持し、人間性豊かに暮らすまちを目指します。

■計画の位置づけ



2-2 計画の期間

◆ 平成26年度から平成30年度までの5年とします

本計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年とし、平成29年度に総合的な評価を行った上で、策定を行います。

2-3 計画の推進

◆ 市は、地域の食育への取組や相互の連携を支援します

1 計画推進の考え方

本計画は、市民、市民活動団体、食と健康に関する専門家、民間事業者、市（以下「食育の主体」という。）が、食育への関心を「育む」とともに、行動に変容を生じ、それらを将来にわたり持続していく、「創り、発展していく」動きに重点を置きます。

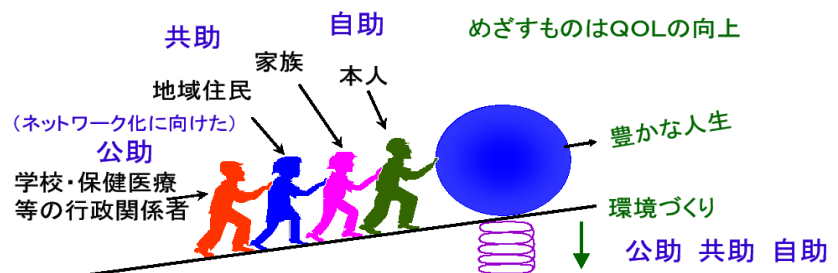
市は、食育の主体が、自らの意思で、それぞれの特性を活かし、食育に取り組み、相互に連携を支援することで、取組の成果が統合され、食育の輪が広がることを目指します。

2 計画推進のあり方

計画を推進する上で、ヘルスプロモーション*の考え方を取り入れます。

親と子、友人や仲間、職場の同僚といった身近な関係の中で生まれた食育の動きが、相互に働きかけによって、広がりある確かな取組に発展していくよう、仕組みづくりを行います。

■食育推進のイメージ



出典) ヘルスプロモーション研究センター

(島内 1987, 吉田・藤内 1995を改編)

3 食育の主体の役割

食育の取組は、食育の主体それぞれが自らに期待される役割を認識し、相互に連携を図りながら取り組むことが重要です。

	主体	役割
市民	○西東京市で暮らし、働き、学ぶ人	・市民は食育に関する行政サービスの受け手であるとともに、食育の重要な担い手です。 ・家庭や地域との関わり、関連団体等の活動など、食のコミュニケーション機会を通じて、市民一人ひとりが、望ましい食習慣を身につけていきます。 ・食習慣を始めとし、運動・睡眠等の生活習慣を見直して改善し、健康を保ちます。 ・家族や地域ぐるみで楽しく一緒に食事づくりをしたり、プランターや庭で野菜づくりをしたり、子供の食をめぐる体験の機会を増やします。 ・市内の直売所での農産物購入・農業者との会話、スーパーでの市内産農産物の購入等、市内産農産物を積極的に消費し、「食」や「農」を通じた地域社会との関わりを増やします。
地域	市民活動団体 ○市内を活動の場とするNPO*・市民グループ等 ○ボランティア ○自治会・町内会の地域の関連団体	・市民活動団体の特性である先駆性、専門性、機敏性、地域性等を活かし、地域の多様なニーズに対応した食育活動を行います。 ・個々の活動を組織化し、地域の中で発展させます。 ・他の市民活動団体、食と健康に関する専門家、民間事業者、市が行う取組と連携し、活動の充実、発展を図ります。 ・地域に密着した特性を活かし、調査、情報収集活動を行います。 ・市民、民間事業者への意識啓発や、市への提言活動等を行います。
	食と健康に関する専門家 (医療等専門機関)	・市民に身近な健康の専門家として、疾病の予防や健康づくりに関する情報等を市民に提供するとともに、栄養相談・健康相談等に応じ、日常生活における食習慣の改善を通じた健康づくりを総合的に支援します。
	民間事業者 ○食の生産・加工・製造・販売・調理等に関する民間事業者（農業者、スーパーやコンビニエンスストアを含む卸売・小売業者、加工業者、飲食店等）	・民間事業者は、食育に関心のない人も含めて多くの市民との接点をもつ強みを活かします。 ・食の生産・加工等の民間事業者は、消費者が見学・体験・交流できる機会を積極的に設けます。 ・栄養成分や産地表示、食の安全確保などに取り組んでいることを積極的に消費者に伝えます。 ・農産物のトレーサビリティ業法（食品の移動を把握できる情報）や調理レシピなど、消費者が適切な食品を選択することに役立つ情報を提供します。

主体		役割															
行政	〇市	・庁内の関連部門は、家族ぐるみで食育を進める視点を持ち、市民等への支援につながるよう食育推進の取組、及び分野横断的な連携を進めます。															
		<table><tr><td>母子保健部門</td><td> ・乳幼児期の子供に対し、食生活と健康への関心を高め、正しい知識を習得する機会を提供します。 ・乳幼児期の子供と家族に対し、食育情報を提供するとともに、よりよい生活習慣を家族ぐるみで実践するよう促します。 </td></tr><tr><td>保育部門</td><td> ・乳幼児期の子供に対し、食生活と健康への関心を高め、正しい知識を習得する機会を提供します。 ・乳幼児期の子供と家族に対し、食育情報を提供するとともに、よりよい生活習慣を家族ぐるみで実践するよう促します。 </td></tr><tr><td>学校教育部門</td><td> ・学齢期・思春期の児童・生徒本人と家族の相談に応じ、家族単位の実践についての必要な情報を提供することで、心身の健康的な成長を支えます。 ・栄養バランス・食事量の理解や、素材の味を生かすことでの味覚の形成を促す給食を提供します。 ・市内農産物を給食に使用します。 ・農業体験を通じた、食への理解と人との交流を促進します。 </td></tr><tr><td>成人保健部門</td><td> ・食に関する知識と食を選択する力を習得し、生涯にわたり健全な食生活を実践できる取組を実施します。 ・生活習慣病等の疾病予防を目指し、健康診査や健康教育に取り組みます。 </td></tr><tr><td>福祉部門</td><td> ・高齢者に対し、介護サービス事業者や配食サービス事業者と連携し、食育を推進します。 </td></tr><tr><td>産業振興部門</td><td> ・農業体験の機会を提供します。 ・市内農産物の流通促進を図ります。 ・農業の振興を図ります。 </td></tr><tr><td>環境部門</td><td> ・環境保全の観点から地産地消*の取組を進めます。 </td></tr></table>	母子保健部門	・乳幼児期の子供に対し、食生活と健康への関心を高め、正しい知識を習得する機会を提供します。 ・乳幼児期の子供と家族に対し、食育情報を提供するとともに、よりよい生活習慣を家族ぐるみで実践するよう促します。	保育部門	・乳幼児期の子供に対し、食生活と健康への関心を高め、正しい知識を習得する機会を提供します。 ・乳幼児期の子供と家族に対し、食育情報を提供するとともに、よりよい生活習慣を家族ぐるみで実践するよう促します。	学校教育部門	・学齢期・思春期の児童・生徒本人と家族の相談に応じ、家族単位の実践についての必要な情報を提供することで、心身の健康的な成長を支えます。 ・栄養バランス・食事量の理解や、素材の味を生かすことでの味覚の形成を促す給食を提供します。 ・市内農産物を給食に使用します。 ・農業体験を通じた、食への理解と人との交流を促進します。	成人保健部門	・食に関する知識と食を選択する力を習得し、生涯にわたり健全な食生活を実践できる取組を実施します。 ・生活習慣病等の疾病予防を目指し、健康診査や健康教育に取り組みます。	福祉部門	・高齢者に対し、介護サービス事業者や配食サービス事業者と連携し、食育を推進します。	産業振興部門	・農業体験の機会を提供します。 ・市内農産物の流通促進を図ります。 ・農業の振興を図ります。	環境部門	・環境保全の観点から地産地消*の取組を進めます。	・他の主体の食育の取組を促進するため、情報提供や連携の支援を行います。 ・食の安全確保の対策や職場における食育活動など、市域を越えた広域的な取組を必要とする領域について、国、東京都（多摩小平保健所）や近隣自治体との適切な連携・調整を図ります。
		母子保健部門	・乳幼児期の子供に対し、食生活と健康への関心を高め、正しい知識を習得する機会を提供します。 ・乳幼児期の子供と家族に対し、食育情報を提供するとともに、よりよい生活習慣を家族ぐるみで実践するよう促します。														
		保育部門	・乳幼児期の子供に対し、食生活と健康への関心を高め、正しい知識を習得する機会を提供します。 ・乳幼児期の子供と家族に対し、食育情報を提供するとともに、よりよい生活習慣を家族ぐるみで実践するよう促します。														
		学校教育部門	・学齢期・思春期の児童・生徒本人と家族の相談に応じ、家族単位の実践についての必要な情報を提供することで、心身の健康的な成長を支えます。 ・栄養バランス・食事量の理解や、素材の味を生かすことでの味覚の形成を促す給食を提供します。 ・市内農産物を給食に使用します。 ・農業体験を通じた、食への理解と人との交流を促進します。														
		成人保健部門	・食に関する知識と食を選択する力を習得し、生涯にわたり健全な食生活を実践できる取組を実施します。 ・生活習慣病等の疾病予防を目指し、健康診査や健康教育に取り組みます。														
		福祉部門	・高齢者に対し、介護サービス事業者や配食サービス事業者と連携し、食育を推進します。														
		産業振興部門	・農業体験の機会を提供します。 ・市内農産物の流通促進を図ります。 ・農業の振興を図ります。														
	環境部門	・環境保全の観点から地産地消*の取組を進めます。															

■計画の推進体制



連携

国、東京都(多摩小平保健所)、近隣自治体



3. 計画の基本的な考え方

計画全体の基本的な考え方と、食育を通じて実現を目指す将来像について示します。

3. 計画の基本的な考え方

3-1 計画の将来像

本計画の将来像は、食育基本法*の理念及び基本計画を踏まえ、以下のとおりとします。

西東京市食育推進計画の将来像

食が織りなす、豊かな暮らしのあるまち

食は生活の根幹であり、健康や個人の生活の質、生きがいを支え、人生を豊かにする大切なものです。市民一人ひとりが食について意識を高め、健全な食生活を実践する動きを、市民活動団体・食と健康に関する専門家・民間事業者・市が連携し、支えることにより、すべての市民と未来を担う子供たちが生涯にわたり健全な心身を培い、深い人間性を育み豊かに暮らす「西東京市」を目指します。

3-2 計画の基本方針

本計画の最も基本的な方向性（基本方針）は以下の3点とします。

1 栄養バランスや量に配慮した「食」を楽しみ、健康で生き活きと暮らし続けるまち

健やかに成長し、生涯にわたり健康な生活を送りたいということは誰もが願うことです。適切な食事、運動、休養について学び、生涯にわたり活かしていくとともに、味覚・嗅覚・視覚・触覚等の様々な感覚をとおして味わい、豊かな心を育てる取組を推進します。

2 「食」を大切に作る心を育み、環境との調和を大切にするまち

本市の地域特性として、住宅地でありながら農地が多いことが挙げられます。地域資源である農地を活用し、そこから生まれる人と人とのつながりによって、食に関する意識を育みます。また、地産地消*の取組等を通じ、環境との調和を大切にする気持ちを広めます。

3 子供から高齢者までの「食」を通じた交流を、食文化として継承しているまち

家族団らんや地域の多世代の交流を通じ、料理づくりや食事を楽しむとともに、年長者から伝統的な日本食や地域の行事食等の食文化を伝承することによって、地域ぐるみ・家庭ぐるみで食に関する取組を推進します。

3-3 計画の視点

本計画は、以下の視点に基づき策定します。

◆ 市が率先して取り組むとともに、市民、市民活動団体、事業者の取組を活性化する

本計画の策定主体者は市であり、本計画に掲げる施策や取組は市が主体となって実施するものです。しかし食育の実践は、市民、家庭が基本となるものであり、主体の核ともいえる個人や家族単位の取組が欠かせません。

そこで市民・家庭を取り巻く、市民活動団体・食と健康に関する専門家・民間事業者の取組を促進し、市民・家庭の食育機能の回復・創出を図ります。

◆ 身近な関係の中で生まれた「動き」を重視する

正しい食生活の知識を習得し、豊かな心をもって、主体的に健康を考え、食を選択する習慣を形成するためには、個人・家庭での取組が不可欠です。夫婦、親子、友人同士、職場の同僚同士、地域の人々相互の間に、食育の「動き」を創り、それを「育み」、「発展させる」仕組みづくりを重視した取組を進め、その普及を図ります。

◆ 施策・事業の連携・重点化により計画の実効性を高める

食育の推進に関する施策・事業には、様々なものがあります。この中から実施優先度の高いものや、庁内の関係各課が連携して横断的に取り組まなければならないもの等を重点事業として設定するとともに、具体的な実施方策を検討し、計画の実効性を高めます。

◆ 計画の進行管理と、評価・改善のしくみを整える

計画に掲げた施策や事業が着実に実施されるよう、庁内における計画の推進体制とともに、進行管理や実施効果の検証等を行う体制を整備し、必要に応じて評価・改善を進めます。

3-4 計画の基本目標と施策の体系

将来像と基本方針をもとに、本計画では3つの基本目標を設定し、これに沿って施策の体系を展開します。

1 食の自立と健康的な生活を実践する取組の充実

毎食 バランスよく みんなで楽しく 食べます

市民一人ひとりが、自分の健康を自分で作っていくために、ライフステージ*ごとに必要な食に関する知識と選択力を養い、健全な食生活を実践していくための普及啓発や教育、情報提供等を推進します。

また、食品の安全性に関する情報を的確に理解・判断し、食品を適切に選択する力を身につけるために、食品の安全性に関する教育、情報提供等を推進します。

2 農の理解を通じた食を大切にする心の育成

めぐみとまごころに感謝し 大切に 食べます

食に伴う自然の恩恵や生命の尊さ、また生産過程等、食に関する基礎的な知識の理解を深めるために、地域の農業者と連携し、農業体験、市内産農産物を使用した料理体験等、体験活動の機会の充実を図ります。

環境に配慮した食料の生産消費の視点から、市内産の食材等を利用した食事の摂取・提供等、地産地消*の普及啓発に努めるとともに、環境に調和した食の実践について、意識啓発及び情報提供等を推進します。

3 人と人とのつながりによる広がりある食育の推進

伝えあい 守り育てながら 食べます

個人・家庭で生じた食育の取組を「育み」、「発展させる」ために、家庭を取り巻く地域の食育の担い手を養成し、地域の取組の活性化を図ります。

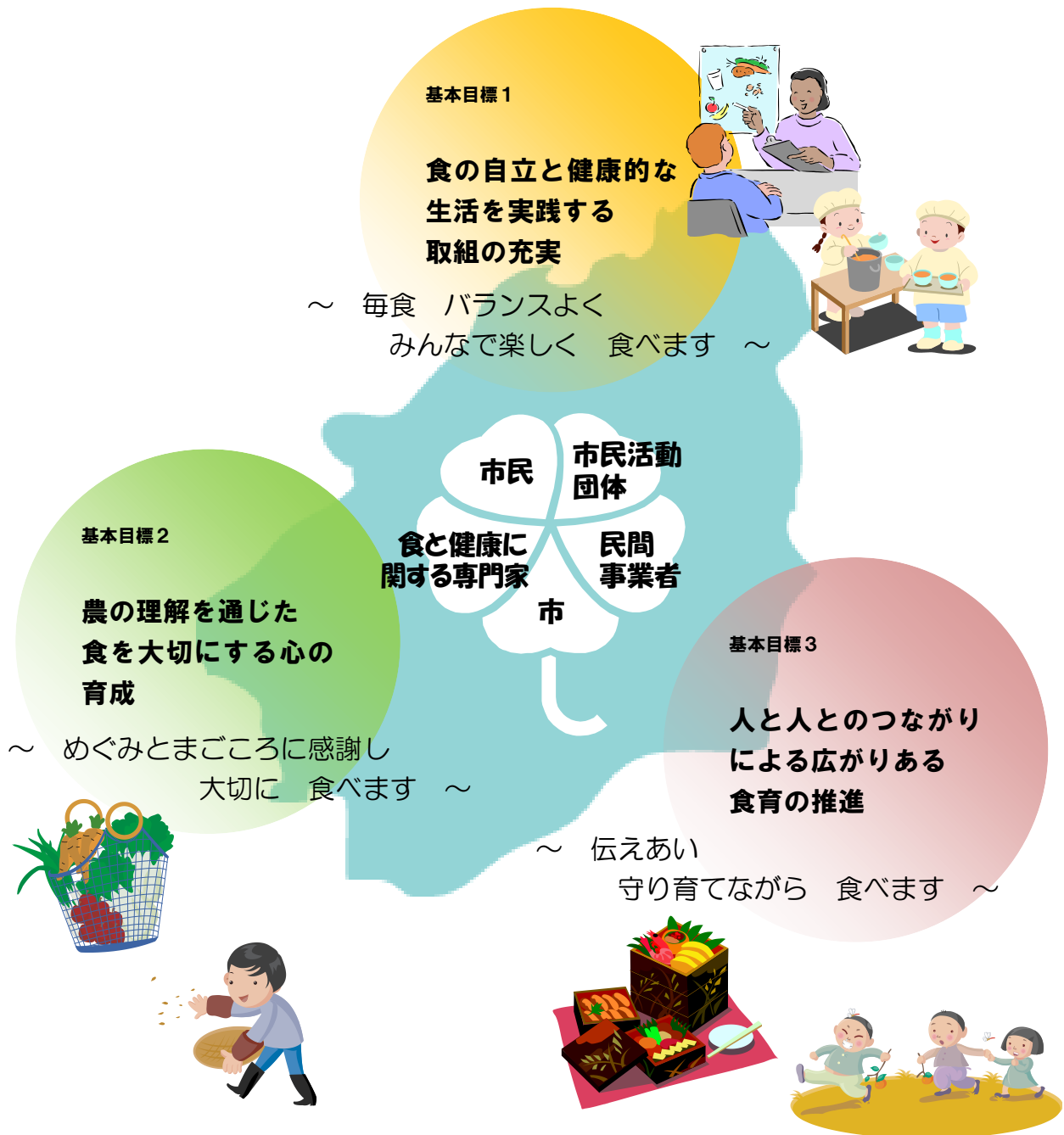
家庭から失われつつある地域の伝統食、行事食等の食文化を継承していく仕組みの充実を図ります。

地域の食育に関係する団体相互の連携を図る等、広がりある食育の推進を図ります。

■計画の目指す姿

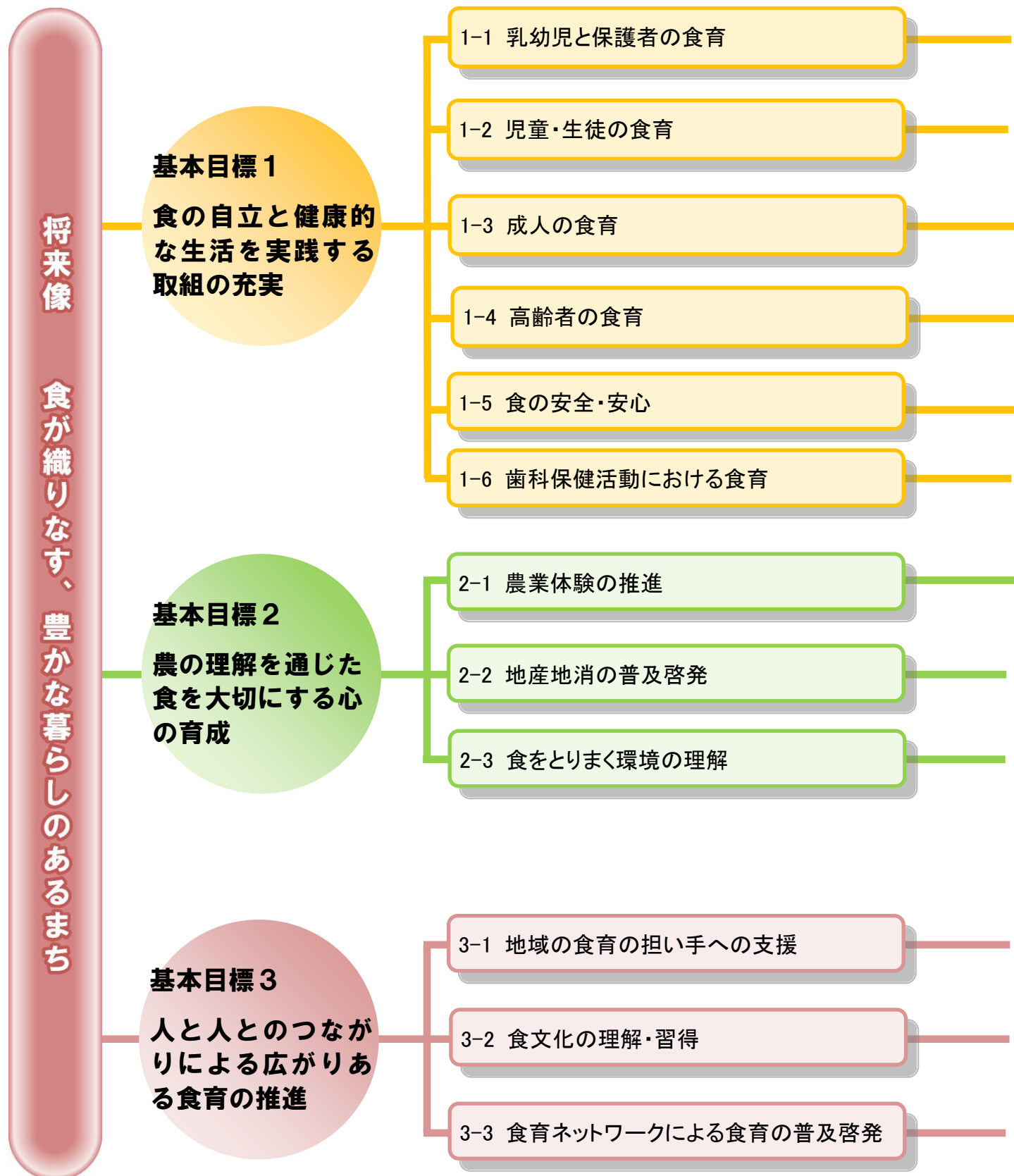
西東京市食育推進計画の将来像

食が織りなす、豊かな暮らしのあるまち



※図の中央の“五つの葉”の一枚一枚は、「市民」「市民活動団体」「食と健康に関する専門家」「民間事業者」「市」が、それぞれの役割にもとづき、食育に積極的に取り組む姿を表す“ハート”で構成されています。
市は、栄養を運ぶ“茎”のように、他の主体の取組や相互の連携を支援します。各主体が互いに連携し食育を推進していく姿を、“ハート”の中心を寄せた“五つの葉”で表現しています。

■施策の体系図



- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 1) 妊産婦の食生活講義・実習 | 5) 保育園栄養指導・食事指導・料理保育の実施 |
| 2) 乳幼児健診等の栄養相談 | 6) 保育園保護者への食育啓発 |
| 3) 乳幼児期の栄養講座 | 7) 地域の子育て家庭への食育支援 |
| 4) 保育園食育計画の推進 | |

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1) 食育指導体制の整備 | 3) 家庭・学校・地域が連携した食育の推進 |
| 2) 学校給食を活用した食育指導 | 4) 食育に関する研究・研修体制の充実 |

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| 1) 肥満等生活習慣病予防のための講演会・食生活教室・出前講座 | 3) 対象者に応じた料理講習会 |
| 2) 栄養相談 | 4) 特定健康診査・特定保健指導 |

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1) 高齢者食事サービス | 4) 食を楽しむ機会の提供 |
| 2) 高齢者食生活教室（介護予防元気講座） | 5) 二次予防事業対象者への訪問相談 |
| 3) 男性の基本料理教室 | |

- | | |
|------------------|------------------------------|
| 1) 食品安全情報の発信 | 3) 食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション事業 |
| 2) 食の安全・安心に関する学習 | |

- | | |
|-----------------|--------|
| 1) 妊娠期から幼児期・学齢期 | 3) 高齢期 |
| 2) 成人期 | |

- | | |
|---------------------------------------|------------------------|
| 1) 農業体験農園、市民農園、農のアカデミー、農のアトリエ「蔵の里」等事業 | |
| 2) 景観散策事業 | 5) 保育園栽培体験事業 |
| 3) 援農ボランティア事業 | 6) 小学校学校農園の活用及び体験学習の推進 |
| 4) 東大生態調和農学機構連携事業 | 7) 中学校農業体験学習（職業体験）の充実 |
| | 8) 農業者・市民交流等事業 |

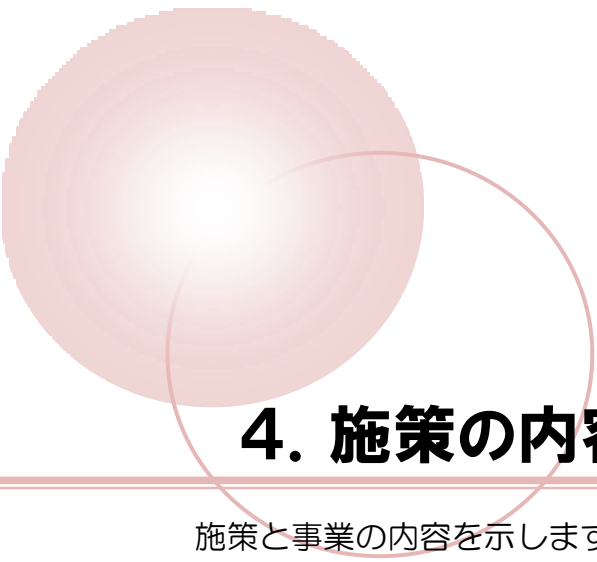
- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1) 市立保育園給食への市内産農産物の活用 | 3) 直売所情報等市内産農産物購入機会の提供 |
| 2) 学校給食への市内産農産物の活用 | 4) 「めぐみちゃんメニュー」の認定制度 |

- | |
|---------------------------|
| 1) 学校でのフードマイレージ・食料自給率等の学習 |
| 2) 資源循環・フードマイレージ等に関する環境学習 |

- | |
|-------------------------|
| 1) 食育の担い手の養成 |
| 2) 食育に関するNPO等地域活動団体への支援 |

- | |
|----------------------------|
| 1) 保育園給食での伝統食、行事食等食文化の伝承 |
| 2) 地域子育て支援センターによる地域食育情報の発信 |
| 3) 学校給食での伝統食、行事食等食文化の伝承 |

- | | |
|-------------|------------|
| 1) 食育ネットワーク | 2) 食育の普及啓発 |
|-------------|------------|



4. 施策の内容

施策と事業の内容を示します。



4. 施策の内容

基本目標 1 食の自立と健康的な生活を実践する取組の充実

1-1 乳幼児と保護者の食育

- 乳幼児期の食生活はその生涯にわたる食習慣の基礎となるため、子供の発達段階に応じた情報提供、相談、指導を行うとともに、子供自らが食を楽しみ望ましい食習慣を形成する支援を行います。
- 妊娠期、乳幼児期の相談、健診事業等を通じて、市民自身が母親だけでなく、配偶者や祖父母等家族全体の好ましい食習慣を確立し、健康管理を図ることができる支援を行います。

1 妊産婦の食生活講義・実習

- 妊娠中及び産後の食生活・食の安全性について講義し、母乳の大切さや妊娠中の食に対する意識を高めるとともに、デモンストレーション、試食等を行うことで、食生活全体を見直す機会を提供します。事業を通して、対象者とその家族にとって望ましい食習慣の基礎を確立するための意識を高めます。
【健康課】

2 乳幼児健診等の栄養相談

- 3～4カ月児は、身体発育の最も著しい時期であり、栄養の過不足が発育の異常や病気につながる傾向があります。したがって、健診時を利用し、保護者に離乳食の開始に向けて、離乳食の進め方、作り方、味覚・咀嚼*機能の発達への配慮等への指導を行うとともに、授乳期の母親の栄養摂取について関心を高め、健全な乳幼児の発育発達を図ります。【健康課】
- 1歳から1歳6カ月児は、離乳が完了して幼児食に移行・確立する節目の時期であり、変化著しい時期です。保護者に食に関する指導を行うことによって、栄養の偏りによる発育障害や健康障害を予防し、発育段階に応じた好ましい食習慣の確立を図ります。【健康課】

- 2歳児は、自己主張が激しくなり、保護者の悩みが多岐にわたる時期といえます。保護者に食事面の特徴と対応を指導することによって、順調な発育・発達を促すとともに、好ましい食習慣の確立を図ります。【健康課】
- 3歳児は、乳児に次いで発育が盛んであり、十分な栄養を考慮した食事が必要な時期といえます。自我の芽生えとともに、偏食等が生ずる場合があるため、エプロンシアター*等を活用し、子供に語りかけ、子供自身が食生活を見直すことを促し、望ましい食習慣の確立を図ります。【健康課】
- 個別育児相談、経過観察相談等の機会を活用し、子供の実態に合わせ、栄養面や食生活リズム等の指導を保護者に行い、子供の順調な発育発達とともに、必要な食習慣の確立を促します。【健康課】

3 乳幼児期の栄養講座

- デモンストレーションと試食によって、子供とその家族が必要とする幼児食の具体的な知識を紹介し、大切さや楽しさを理解しながら、好ましい食習慣を形成することを促します。【健康課】
- 発達支援が必要な子供の家族に対し、栄養バランスの整った幼児食、おやつ等について、講義、デモンストレーション、実習、試食を行い、対象者のニーズに合わせた食を紹介し、好ましい食習慣の確立を図ります。【健康課】
- 若年の母親や子育てに不慣れな保護者等を対象に、子育て不安の解消や子育て知識の習得を目的として、少人数グループをつくり継続的な支援を図ります。そこで、簡単にできる調理やデモンストレーション、テーブルを囲んで楽しい雰囲気での試食を行うことで、食に興味を持ち、食の楽しみ、食を大切に作る心を養い、好ましい食習慣の確立を図ります。【健康課】

4 保育園食育計画の推進

- 保育園栄養士会は、「楽しく食べる子どもに一保育所における食育に関する指針*一」（平成16年厚生労働省通知）を基本に、「食育計画ー子供が「食を営む力」の基礎を培うためにー」（以下「保育園食育計画」という。）を策定しました。この計画に基づき、保育園栄養士の専門性を生かし、家庭や地域社会との連携を図りながら、子供の発達過程を踏まえ、「食を通じた子供の健全育成」を推進します。【保育園】
- 保育園食育計画では、成長する子供像を目指し、「楽しく食べる子ども」への成長を促します。ア）食生活や健康に主体的に関われる子、イ）食事を味わって食べる子、ウ）食事づくり、準備にかかわる子、エ）食事のリズムが

もてる子、オ) 食事のマナーが身についた子、カ) 食事の時間が楽しいと思える子【保育園】

5 保育園栄養指導・食事指導・料理保育の実施

- 子供の発達段階に応じて、季節の食材やエプロンシアター*、パネルシアター*、紙芝居等を使用し、食べ物の働き・バランス等をテーマとした栄養指導により、子供が食べることを楽しみ、興味を持つ他、食べ物と身体の関係を理解し、バランスの良い食事を摂取する習慣形成を促しています。【保育園】
- 子供がスプーンや箸の持ち方、すわり方（姿勢）配ぜん、食事の挨拶等の基本的な食事のマナーを身につけるとともに、みんなと一緒に楽しく食事ができるように、子供の発達段階に応じた食事指導を行います。【保育園】
- 子供が食材の名前・特徴、料理方法を知り、食に対する関心を高め、朝食の大切さ、食事とおやつの比重を理解し、手洗い等衛生的で望ましい食習慣を身につけることができるように、子供の年齢等に合わせた指導を行います。【保育園】
- 子供が食べ物を身近にとらえ、食への興味関心を高めるために、植物を栽培・収穫したり、食事づくりを手伝う料理保育指導を行います。【保育園】

6 保育園保護者への食育啓発

- 献立表・お便り、給食の展示や試食会によって、保護者に対して食材や量等の周知を図り、バランスのよい食事の例を具体的に紹介することで、自宅で行う食事づくりを支援します。また、食生活リズム形成に関する意識啓発を図るために「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを伝え、家庭でのお手伝いについても促します。【保育園】
- 保護者に対して、食物アレルギー、偏食、肥満等、子供の状況に合わせた情報提供や相談等の個別指導を行い、食に関する育児不安の解消と食生活の改善を図り、家庭における食への関心を高めます。【保育園】

7 地域の子育て家庭への食育支援

- 保育園では地域子育て支援センター*を中心に、地域の子育て家庭に対し、専門職（栄養士・看護師）による相談事業を行うとともに、離乳食講習会（健康課とタイアップし実施・デモンストレーション・試食あり）、保育園体験給食、育児講座等への参加を促すことによって、乳幼児に望ましい食生活を具体的に示し、食に関する意識啓発を図ります。【地域子育て支援センター*

他】

- ホームページに、よくある相談・疑問等を0,1,2歳の子育てQ&Aを春夏・秋冬バージョンで掲載します。【地域子育て支援センター* 他】

1-2 児童・生徒の食育

- 食育の取組を通して、児童・生徒が自らを振り返り、自己の課題に気づき、よりよい健康生活を実践する意欲、態度を育てるとともに、家族ぐるみ、地域ぐるみで望ましい食習慣を形成する仕組みづくりを行います。

1 食育の指導体制の整備

- 学校ごとに「食に関する指導の全体計画」（以下「食育全体計画」という。）を策定し、給食時間、家庭科や体育等の関連する教科、特別活動等の学校の教育活動全体を通じて、食に関する指導の充実を図ります。計画に基づき、児童・生徒一人ひとりが、ア）食事の重要性について理解すること、イ）望ましい栄養や食事の摂り方を理解すること、ウ）食品の品質・安全性等を判断できる能力を養うこと、エ）食物を大事にし、生産者に感謝する心を育むこと、オ）望ましい食習慣を形成すること、カ）各地域の産物・食文化等を理解すること等を目的として取り組みます。【小学校、中学校、教育指導課】
- 児童・生徒の保護者を含め、地域ぐるみで取り組むことができるように、ホームページを活用し食育全体計画の取組を紹介します。【小学校、中学校、教育指導課】

2 学校給食を活用した食育指導

- 食をとりまく環境が変化し、家庭のみが子供の食育を担うことは困難な状況であり、一日三食のうち一食を担う学校給食が、望ましい食生活の構築に果たす役割は大きくなっています。学校給食を活用した食に関する指導の充実を図ることが求められており、より一層給食の時間を活用した指導を通して、正しい食生活の知識の習得を図ります。【小学校、中学校、教育指導課】
- 給食の時間において、食べ物と健康、食生活について等、食に関する指導を行うほか、会食や食事マナー等の給食指導、併せて旬の食材、市内農産物の

利用、食文化の伝承等の献立作成に配慮し、計画的かつ総合的な食育の推進を図ります。【小学校、中学校、教育指導課】

- 給食の時間を活用した食に関する指導を中心として、児童・生徒が自らの生活を振り返り、簡単なひと手間でできる朝食づくり等、自分で具体的な方策を実践する意欲、態度を育てます。【小学校、中学校、教育指導課】

3 家庭・学校・地域が連携した食育の推進

- 給食だよりの発行や保護者会等で食に関するお知らせ等を配布し、朝食の重要性、野菜摂取の必要性、日本の伝統食の良さについて周知を図る等、保護者に対する意識啓発を図ります。【小学校、中学校、教育指導課】
- 忙しい保護者が参加できる方法を工夫し、親子クッキング、食育に関するアンケートへの協力、親子ぐるみの宿題等によって、家族ぐるみで食育に取り組む、実践を推進します。【小学校、中学校、教育指導課】
- 学校公開、給食試食会、道徳授業地区公開講座等の機会を活用し、食育に関する取組について情報を提供します。また、ホームページ等で献立表やレシピ、研究成果等を紹介し、望ましい食や栄養改善について具体的な情報を提供する仕組みを検討します。【小学校、中学校、教育指導課】

4 食育に関する研究・研修体制の充実

- 小学校給食研究会等では、食に関する指導を目的に年度ごとにテーマを設定し、研究を進めており、その成果は市内の学校で活用されています。引き続き、食に関する調査研究体制の充実を図るほか、研究成果に基づく食育関係者の研修について充実を図ります。【小学校、教育指導課】

1-3 成人の食育

- 子育てを契機に家族ぐるみで食への関心を高める時期です。
- また食べすぎ、飲みすぎ、運動不足、喫煙、ストレス等の不健康な生活から、肥満等の生活習慣病*になりやすい時期です。
- そのため、活動内容等に応じた適切な食事を選択することができるよう、支援を行います。

1 肥満等生活習慣病予防のための講演会・食生活教室・出前講座

- メタボリックシンドローム*、高血圧、脂質異常症、糖尿病等（以下「生活習慣病*等」という。）の多くは栄養バランスや不規則な食生活及び身体活動量の低下が大きく影響しています。生活習慣病*を予防するために、栄養・食生活の正しい知識の習得と身体活動量を見直すことを目的とした講演会等を実施します。【健康課】
- 医師、管理栄養士、健康運動指導士、保健師、歯科衛生士等が連携し、生活習慣病*の予防を目的とした講義、調理実習、運動実技、個別相談等を内容とした教室の充実を図り、日常の食生活を見直すとともに、適切な食生活や運動等の知識と技術を身につけることを支援します。【健康課】
- ホームページ等の活用、出前講座の実施により、生活習慣病*の予防を目的とした情報を提供します。【健康課】

2 栄養相談

- 管理栄養士に栄養・食生活を相談することで、各々のライフスタイルに応じた指導を受け、生活習慣病*等を予防し、健康な生活を送る取組について充実を図ります。【健康課】
- 健康診査時に肥満傾向の受診者や健康診査の結果による要指導及び要医療対象者に対して、食事等の相談に応じ、生活習慣病*等の予防を図ります。【健康課】

3 対象者に応じた料理講習会

- 健全な食生活に重要な野菜を多く用いる料理や薬膳料理等について、講義と調理実習を通して学び、食や健康づくりに対する関心を高めます。【健康課】
- 広がりある食育を推進するために、料理講習会の参加者等による組織化を行い、継続的に食や健康づくりに取り組むことができるように支援します。【健康課】

4 特定健康診査・特定保健指導

- 特定健康診査*は、メタボリックシンドローム*の該当者及び予備群を抽出し、早い段階で生活習慣病*を予防することを目的とした健康診査です。特定健康

診査*は個人が生活習慣を振り返り、見直す有効な機会です。この制度の必要性について周知を図り、受診率の向上を図ります。【健康課】

- 特定健康診査*の結果、メタボリックシンドローム*または予備群と判定された人は、そのままでは糖尿病等の生活習慣病*へと進行していく可能性があります。このため対象者が自らの食事や運動、休養、喫煙等の生活習慣を改善するために保健師、管理栄養士等と相談し、健康的な生活を維持することができるように特定保健指導*を行います。【健康課】

1-4 高齢者の食育

- 食を含む生活全般について意欲・関心が低下し、食の内容も低栄養になる傾向が見受けられる時期であり、高齢者本人や家族等に適切な支援を行います。

1 高齢者食事サービス

- デイサービスセンターで調理した栄養バランスのとれた食事を会食形式で提供し、楽しみながら喫食する機会の充実を図ります。【高齢者支援課】
- ひとり暮らし等の高齢者に、配食事業者がお昼に調理した食事を届けます。普通食以外に減塩食等の栄養バランスが整った食事を定期的に届けることによって、高齢者の健康保持と安否確認に努めます。【高齢者支援課】

2 高齢者食生活教室（介護予防元気講座）

- 介護予防のための元気講座を実施します。そのうち、生活機能評価による二次予防事業対象者を対象とした「まるごと知って元気講座」では、低栄養状態等を予防する「栄養改善」、食べる機能の維持・向上を目的とする「口腔機能の向上」等を内容に取り組みます。管理栄養士、歯科衛生士等の専門職により、食を中心とした生涯にわたる健康づくりを支援します。【高齢者支援課】

3 男性の基本料理教室

- 健康で自立した生活を送るためには、食の大切さ、栄養バランス、適正量等を理解し、料理の基本技術を身につけていることが重要です。参加者を中心

に講義、調理実習、歯科指導を行うことによって、生活習慣病*及び低栄養の予防を図ります。また、教室終了後に参加者を中心に自主グループを立ち上げ、継続的に支援を行います。【健康課】

4 食を楽しむ機会の提供

- 社会福祉協議会では、小学校区ごとに地域懇談会を組織し、地域の交流を目的とした昼食会や地域交流会を開催しています。高齢者が地域で孤立しないように、ふれあいのまちづくり事業を活用し、自発的に地域の人々と一緒に楽しく食事をする機会を作っています。【生活福祉課】
- 商店街の空き店舗や学校の空き教室等を利用して、地域福祉に関する情報提供、利用者相互の情報交換、福祉の担い手育成等を行う地域福祉の拠点づくりを進めます。【生活福祉課】

5 二次予防事業対象者への訪問相談

- 生活機能評価*による二次予防事業対象者*のうち、通所の介護予防事業に参加できない方に対して、管理栄養士・歯科衛生士が訪問し、栄養改善や口腔機能向上のための相談・指導を行います。【高齢者支援課】

1-5 食の安全・安心

- 健康的な生活を送るために、食品の安全確保につながる支援を行います。

1 食品安全情報の発信

- 健康的な生活を送るために、食品の安全確保は重要な課題です。平成15年に食品安全基本法が制定され、東京都では平成16年に食品安全条例を施行するとともに食品安全推進計画を定め、生産から消費に至る全ての段階で食品安全行政を総合的・計画的に推進することとしています。本市は、東京都と連携し、情報の共有化を図り、食品の安全確保に関する情報について庁内で連携し市民に提供していきます。【健康課、協働コミュニティ課】

2 食の安全・安心に関する学習

- 市民の食の安全・安心に対する関心を高めるとともに、具体的な状況で安全な食品を選択するために、講演会・講座・実習等の機会を提供します。併せ

て、市民の自主的な活動を促進するため、食の安全・安心に関する事業提案に対する支援を行います。【健康課、協働コミュニティ課、公民館】

- 自分の健康を自分で保護する視点から、学校等で食の安全・安心に関する学習を進めます。【小学校、中学校、教育指導課】

3 食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション事業

- 消費者である市民が、食品の安全性の確保について知識と理解を深めるとともに、生産から消費までの段階に関わる関係者相互の間で情報や意見を交換する機会を提供し、リスクコミュニケーション*の促進を図ります。【健康課、協働コミュニティ課】
- 食物アレルギーについての知識と理解を深め、医師・保護者等と連携して、個々に応じた支援を行います。また、調理実習等においても、食物アレルギーへの配慮を意識して取り組んでいきます。【健康課、保育園、保育課、児童館、児童青少年課、小学校、中学校、学校運営課、教育指導課、環境保全課】

1-6 歯科保健活動における食育

- ライフステージに合わせた歯と口の健康づくりを実践するとともに、よく噛んで食べる習慣づくりに取り組みます。

1 妊娠期から幼児期・学齢期

- 歯は、健康な食生活を営む上で基本となるものです。特に、妊娠中は歯科疾患に罹患しやすくなるため、妊娠中の歯科疾患の予防や治療の動機付けを行うことを目的に、妊婦を対象としたファミリー学級*での歯科衛生士による講話、妊婦歯科健診を実施し、指導をします。【健康課】
- 生涯にわたり自分の歯でおいしく食事をするためには、乳歯時の状態や手入れが基礎となります。乳幼児に定期的な歯科健診、保健指導を行い、乳幼児の口腔の健全な発育発達を促します。さらに、永久歯萌出が開始する5歳児に歯科健診を実施し、子供と保護者に歯科保健指導を行うとともに、かかりつけ歯科医の定着を推進します。【健康課】

- 子供の誤えん*、窒息事故が日常生活で起こる可能性は高く、食物の選択力と環境整備が大切です。歯科医療機関や栄養士と連携しながら、乳児期から口腔形態や口腔機能の発達を見極め、かむ・のみ込むといった食べ方について支援し、安全に、かつ味わいながら食べることができる食育を推進します。

【健康課】

- 授業時間等を使った健康教育、実習を通して、むし歯や歯肉の病気を予防するための必要な歯の磨き方や望ましい食生活等を指導し、食べ方のマナーや咀嚼*して飲み込むことができる態度や習慣について推進します。【健康課、学校運営課、保育課】

2 成人期

- 生涯にわたりQOL*を維持するためには、ライフステージ*に沿った歯と口腔機能の健康を欠かすことができません。市民が歯と口腔機能の衛生管理や健康維持を図るために、成人歯科健診・歯周疾患検診の利用を促進します。また、「かかりつけ歯科医」の定着を図り、家族ぐるみで行うライフステージ*に沿った歯と口腔の健康づくりを総合的に推進します。【健康課】
- 成人期は、自らの健康と家族の健康づくりを図る時期です。ゆっくり噛んで食事することは生活のリズムをつくり、脳の活性化に役立つほか、肥満やメタボリックシンドローム*の予防に有用です。市民が家族でゆっくり時間をかけて食事を楽しむ習慣を身につけることができるように、歯科医師会等関係機関と連携し、噛ミング30*、意識啓発等の取組を推進します。【健康課】

3 高齢期

- 生涯にわたり食事を楽しむためには、自分の歯を残すことが重要です。残存歯数が急減する高齢期に、歯科健診や保健指導を受ける機会を作り、歯周疾患の重症化を防ぎ、口腔の健康保持、口腔機能の維持向上を図ることを支援します。【健康課・高齢者支援課】
- 在宅介護者等が、身近な地域で必要な歯科医療サービスの提供が受けられるように、歯科医療機関と連携を図り、在宅歯科医療の利用を働きかけていきます。【高齢者支援課、障害福祉課、健康課】
- 加齢等で機能減退が原因となる窒息事故を防止し、バランスのとれた栄養状態を保ち、安全で活力を維持する高齢者や障害者の食育を推進するため窒息の予防に考慮した「食べ方」「食環境」を歯科医師会等関係機関と連携し周

知します。【高齢者支援課、障害福祉課、健康課】

- 生活機能評価*による二次予防事業対象者*のうち、通所の介護予防事業に参加できない方に対して、歯科衛生士が訪問相談を行い、相談、指導を行います。【高齢者支援課】

基本目標 2 農の理解を通じた食を大切にする心の育成

2-1 農業体験の推進

- 農業を体験することによって、生産者との交流を深め、「ファーム・トゥ・テーブル（農場から食卓まで）」について理解します。

1 農業体験農園、市民農園、農のアカデミー、農のアトリエ「蔵の里」等事業

- 市民が農業体験をする機会として、農業体験農園、市民農園等が設置されています。市民農園*は、募集定員を超える人気がありますが、利用を通じて、より農業・農産物への理解を深めていただくための取組みを検討します。【産業振興課】
- 農園を活用した農産物の栽培に対する市民のニーズは高くなっています。特に、農業者から直接農業指導を受けることができる農業体験農園の人気は高く、農業体験農園の新たな設置に係る支援策を図ります。【産業振興課】
- 農のアカデミー体験実習農園及び農のアトリエ「蔵の里」等の事業をとおして、市内の農業・農地に係る学習指導を行います。【産業振興課】

2 景観散策事業

- 市民が農地の景観散策を行うとともに、農業者との交流を深め、農業及び地産地消*について理解を深める機会を提供します。【産業振興課】

3 援農ボランティア事業

- 援農ボランティアと 当該ボランティアを必要とする農業者とのマッチングを図り、市民の農業支援を促進し、農業に対する理解を深める機会を提供します。【産業振興課】

4 東大生態調和農学機構連携事業

- 東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構（以下「東大生態調和農学機構*」という）との間においては、平成19年度から「食育」「資源循環」に着目した事業を行っています。今後も、市民が幅広く食育について学習、体験できるようにするために、東大生態調和農学機構*との更なる連携を進めます。【協働コミュニティ課、教育企画課、企画政策課】

5 保育園栽培体験事業

- 食育活動の一環として、子供の発達段階に応じた野菜の栽培、収穫し、さらに料理保育や給食の食材として使用することにより、子供が苦手なものも食べてみようと思う気持ちや食べ物への関心を高めることを目指し、食べ物を身近に感じ、意欲的に食べる機会を提供します。【保育園】

6 小学校学校農園の活用及び体験学習の推進

- 児童が、農作業と自然の恩恵を体験学習すること、地域の人々と触れ合うことにより、地域に対する関心と理解を深めることを目指し、農産物を育てる困難さを体験するとともに、収穫物の観察や調理等から食物の大切さを実感する等、生産等に関わる人々への感謝の心を養うよう取り組みます。また、借用農園が減少傾向にあるため、引き続き農業者へ協力を要請します。【教育指導課】

7 中学校農業体験学習（職業体験）の充実

- 中学校生徒は、知力や体力が急速に成長する時期です。職業体験としての農業を一週間程度体験し、農業に対する理解を深める機会とします。農業者に対し、受け入れ生徒数の増加について、協力を要請します。【教育指導課】

8 農業者・市民交流等事業

- 親子参加型の体験事業を開催し、一連の農作業を体験することによって、食べ物を作るまでの大変さ、食べ物のありがたさ、地産地消*、食文化の伝承等に対する理解を深めます。【産業振興課】

2-2 地産地消の普及啓発

- 顔の見える地元で生産された農作物を地域で消費していきます。

1 市立保育園給食への市内産農産物の活用

- 保育園給食で使用する野菜は少量であり、定時に納入が必要なことから、市内産農産物の利用はできる範囲で行います。本市の特産品といえるキャベツを使った全園共通メニューの取り入れやレシピ紹介等を行います。また、近隣の農園にて、じゃがいもやさつまいも掘りを行い、給食や地域子育て支援事業で使用します。【保育園、産業振興課、地域子育て支援センター*】

2 学校給食への市内産農産物の活用

- 学校給食において、市内産農産物を活用するに当たっては、安定的に多様な食材を確実に確保することが課題といえます。現在、全校で可能な限り活用を進めており、引き続き、市内産農産物や学校農園の収穫物の活用を推進します。【小学校、中学校、学校運営課、教育指導課】

3 直売所情報等市内産農産物購入機会の提供

- 市内産農産物を購入したいが、どこで販売されているのかがわからない消費者も多く見受けられます。市民に対し、市内産農産物購入に関する情報提供を進めます。【産業振興課】

4 「めぐみちゃんメニュー」の認定制度

- 市内産農産物を使用した飲食物（加工品・土産物等を含む）を飲食店等の協力を得てメニュー化し、消費者等へ提供することにより、農業振興を図るとともに、地域経済の活性化を促進することを目的に「めぐみちゃん*メニュー事業」を進めます。【産業振興課】

2-3 食をとりまく環境の理解

- 環境に調和した食の取組等について理解を深めます

1 学校でのフードマイレージ・食料自給率等の学習

- 食育全体計画にフードマイレージ*や食料自給率*等、食をとりまく環境に対する学習を位置づけ、児童・生徒が理解を深め、「もったいない」という気持ちや食べ物を大切に思う機会を提供します。【小学校、中学校、教育指導課】

2 資源循環・フードマイレージ等に関する環境学習

- エコプラザ西東京や公民館等で実施する環境学習では、環境に調和した食の取組を紹介し、資源循環やフードマイレージ*等について、理解を深める機会を提供します。【環境保全課、公民館】
- 市内市民活動団体等が行っている資源循環の取組について情報を集約し、広く周知を図るとともに、関心を高めていきます。【ごみ減量推進課、公民館】

基本目標 3 人と人とのつながりによる広がりある食育の推進

3-1 地域の食育の担い手への支援

- 広がりある食育の推進のために地域の担い手を支援します

1 食育に関わる地域の担い手の養成

- 栄養士・管理栄養士の資格を持った市民に、「西東京市地域活動栄養士会」への参加を呼びかけ、食のボランティアとして地域に根ざした栄養改善を進め、地域の健康づくりの推進を図っています。今後も引き続き、市民自身が食育のリーダーとして、主体的に栄養・食生活の改善を進める取組の充実を図ります。【健康課】
- ふれあいのまちづくり事業や育成会事業等、食を通じた多世代の地域の交流を引き続き支援することによって、地域ぐるみで楽しみながらおいしく会食する取組を「育み」、その「発展」を促進していきます。【生活福祉課、高齢者支援課、児童青少年課】
- 市民活動団体のホームページ「地域活動情報ステーション*」の運営により、市内食育団体の活動内容等を幅広く紹介するとともに、食育の担い手としての市民の参加を促進します。【協働コミュニティ課】

2 自主グループへの食育支援

- 市主催の男性の基本料理教室、若年の母親向け栄養講座等の食育学習講座等の参加者を中心に、自主グループの立ち上げを支援し、既存の市民活動団体の情報を提供して連携を促す等、地域の食育の担い手として、食育に関する動きを「育み」、自立的に「発展」していく取組を促進していきます。また、食育以外の活動を行う市民活動団体に食育について情報提供し、活動を促します。【健康課、公民館】
- 地域の自主グループの要望に応じて、食育に関する出前講座等を実施し、地域の食育の関心を高め、食育の担い手として「育んで」いきます。【健康課、地域子育て支援センター*、保育課】

3-2 食文化の理解・習得

- 季節に応じた伝統食や地域の郷土食*に対する理解を深めるとともに、望ましい食習慣を形成します

1 保育園給食での伝統食、行事食等食文化の伝承

- 保育園では、給食内容は「和食」を中心に取り入れています。ご飯を中心に煮物、酢の物、おひたし等の献立を多くし、豊かな食体験を積み重ね食の充実を図ります。【保育園】
- 四季に合わせた行事食を献立に取り入れ、伝統的な食文化の伝承を図ります。【保育園】

2 地域子育て支援センターによる地域食育情報の発信

- 地域子育て支援センター*では、地域の方々に、季節に対応した食に関する情報等を発信し、普及啓発を図ります。【保育園】

3 学校給食での伝統食、行事食等食文化の伝承

- 小・中学校では給食を活用し、端午の節句、七夕、冬至、節分等季節に応じた食文化に関わる献立を提供する等、郷土料理や日本の伝統食の知識を得て、理解を深める学習機会を提供しています。今後も引き続き、子供たちが食べるという実体験をしながら、望ましい食習慣を形成することの支援を図ります。【小学校、中学校、学校運営課、教育指導課】

3-3 食育ネットワークによる食育の普及啓発

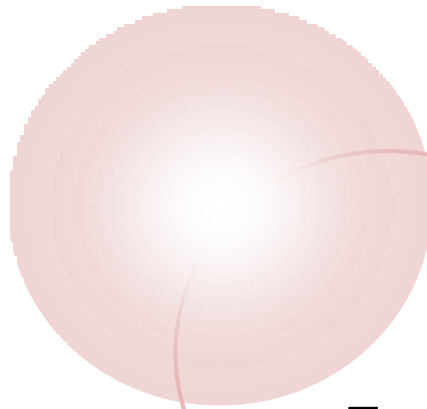
- 食育ネットワークの取組により、積極的な食育を推進します

1 食育ネットワーク

- 本市には、健康課、市立保育園全園、全19小学校に栄養士が配置されています。市全体の健康づくりの環境を充実するため、各施設の栄養士から成る「市内栄養士連絡会」を開催し、毎年度食育に関するテーマを設定し、各施設で食育事業を展開しています。今後も引き続き取組を充実し、地域の栄養課題の解決を図ります。【健康課、保育園、小学校】
- ライフステージ*に応じた地域ぐるみの健康づくりを「食」の視点から支援するため、多摩小平保健所、本市及び近隣4市による「食を通じた地域の健康づくりネットワーク会議」を開催しています。毎年度、食育に関するテーマを設定し、事業を実施しています。今後も引き続き、取組の充実を図ります。【健康課、保育課、保育園】
- 食育推進に取組む事業所や団体等の食育推進の担い手が、それぞれの取組についての情報交換を図ることにより、互いの連携を強化し、食育に関する取組みを効果的・効率的に実施するとともに、家族ぐるみ、地域ぐるみの食育の実践を進めます。【健康課】

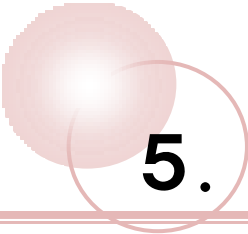
2 食育の普及啓発

- 市民が食を通して健康的で豊かな生活を送るために、食に関する必要な情報を提供します。栄養士連絡会等で定めた年度のテーマに沿って、市報やホームページを活用し、「野菜たっぷりカレンダー*」や食育リーフレットの作成・普及等、市域全体で広がりある食育を推進します。【健康課、保育園、小学校】



5. 重点事業

計画で重点的に取り組む事業を示します。



5. 重点事業

5-1 重点事業の位置づけ

本計画の将来像の実現に向け、実施優先度の高いものや、庁内の関係各課が連携して横断的に取り組まなければならないもの等を重点事業として設定し、具体的な実施方策を示し、計画の実効性を高めます。

5-2 重点事業のコンセプト

重点事業は、次のコンセプトに基づき設定します。

独自性がある

独自の資源や固有の文化等を活かす取組であること。

総合的である

総合的な展開が期待できる取組であること。

対象が幅広い

市民全体に働きかける取組であること。

5-3 5つの重点事業

5つの重点事業を設定し、その内容を次頁以降に示します。

1 保育園・小学校を拠点に家庭・地域と連携した食育

⇒基本目標 1 食の自立と健康的な生活を実践する取組の充実 1-1乳幼児と保護者の食育
(再掲、一部抜粋)

1 保育園食育計画の推進

- 保育園食育計画に基づく「食を通じた子どもの健全育成」の推進【保育園】
- 「楽しく食べる子ども」への成長の促進【保育園】

2 保育園栄養指導・食事指導・料理保育の実施

- 子供の発達段階に応じた栄養指導【保育園】
- 子供の発達段階に応じた食事指導【保育園】
- 食への関心を高め、望ましい食習慣を身につけるための指導【保育園】
- 植物を栽培・収穫し、食事づくりを手伝う料理保育指導【保育園】

3 保育園保護者への食育啓発

- 自宅での食事づくりの支援、食生活リズムの形成に関する意識啓発【保育園】
- 子供の状況に合わせた情報提供や相談等の個別指導【保育園】

4 地域の子育て家庭への食育支援

- 講習会等への参加促進と相談環境整備検討【地域子育て支援センター* ほか】
- 乳幼児に必要な食生活の具体的情報提供【地域子育て支援センター* ほか】

⇒基本目標 1 食の自立と健康的な生活を実践する取組の充実 1-2児童・生徒の食育
(再掲、一部抜粋)

1 食育の指導体制の整備

- 食育全体計画の策定【小学校、中学校、教育指導課】
- 食育全体計画の情報提供【小学校、中学校、教育指導課】

2 学校給食を活用した食育指導

- 給食時間を活用した指導【小学校、中学校、教育指導課】
- 計画的かつ総合的な食育の推進【小学校、中学校、教育指導課】
- 児童・生徒の自主改善意欲の育成【小学校、中学校、教育指導課】

3 家庭・学校・地域が連携した食育の推進

- 保護者に対する情報提供【小学校、中学校、教育指導課】
- 親子ぐるみで食の取組を実践する仕組みづくり検討【小学校、中学校、教育指導課】
- 食育に関する取組の情報提供【小学校、中学校、教育指導課】

4 食育に関する研究・研修体制の充実

- 調査研究体制の充実と研修の充実【小学校、教育指導課】

核家族化や共働き世帯の増加等により食生活が変化し、食卓を家族で囲む機会が減っています。そのため、家庭の食育機能が低下し、今まで家庭が担ってきた食に関する指導を、保育園や小学校で担う必要性が高まっています。「子供から家族ぐるみ、地域ぐるみへ」と、食育に取り組む主体が広がるよう、働きかけを進めていきます。

● 保育園では、園児への指導に加え、保護者に対し、**■意識啓発プログラムの例**

給食だよりの配布や給食試食会等による意識啓発、食に関する育児の個別相談・指導を行っています。さらに、地域の子育て家庭に対して、地域子育て支援センター*を中心に、離乳食講習会・体験給食・育児講座等で、乳幼児が望ましい食生活について意識啓発プログラムを実施しています。



出典）西東京市ホームページ

● 保育園は、平成20年4月に公立保育共通の食育計画を作成しました。栄養士が園ごとに実施してきた指導内容を共有することで、園児が一貫性のある共通した食育指導を受けることができるよう取り組んでいます。

● 小学校では、児童に対し、野菜栽培等の体験学習、食を取り巻く環境の学習、学校給食を活用した指導に取り組んでいます。また、各小学校が食育の全体計画を作成し、引き続き各学年の年間指導計画を作成します。

● 今後は、全園・全校で食育の取組を共有化し、共通の内容で実施するために、一定の標準化を進めるとともに、地域性や独自性を活かした実践が拡がることが重要です。各園・各校に配置されている栄養士が、その専門性を活かし、引き続き食育の中心を担うことが期待されるほか、栄養士とともに各園・各校で食育に取り組む人材が情報交換を行う場を設け、取組の共有化を図っていきます。

● また、保護者に対し、体験学習等の授業時に参加を働きかけるほか、朝食調べ等食事に関するアンケート調査、給食試食会、宿題への親子ぐるみの取組等を通じ、「子供から家族ぐるみへ」の意識啓発を行います。

● さらに、近隣の農業者の協力を得て実施する学校農園や、給食の契約農業者からの旬の野菜や栽培についての情報提供、農業者が子供たちに直接語りかける場面を設ける等地域との連携を深めていきます。体験学習等の授業時サポートに、近隣の住民にも参加を呼びかける等、「子供から地域ぐるみへ」の意識啓発にも取り組みます。

2 食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション事業

⇒基本目標1 食の自立と健康的な生活を実践する取組の充実 1-5食の安全・安心（再掲）

- 消費者である市民が、食品の安全性確保について知識と理解を深めるとともに、生産から消費までの段階に関わる関係者相互の間で情報や意見を交換する機会を提供し、リスクコミュニケーション*の促進を図ります。【健康課、協働コミュニティ課】

- 産地の偽装や農薬の検出等、国内外を問わず、食の安全・安心が揺らいでいます。
- 消費者である市民が寄せる、食の安全・安心への関心は高く、アンケート結果からも「知識を増やす」「情報提供の充実」へのニーズが非常に大きいと言えます。
- 正確な情報を理解し、判断・行動できるようにするためには、事業者・行政は「消費者が、どんなことに関心があるのか」、消費者は「事業者がどんな取組をしているのか」について互いに理解しあうことが重要です。
- 相互理解を深めるには、消費者、事業者、行政等の関係者の間で、食品のリスクに関する情報や意見を交換する、リスクコミュニケーション*の促進が必要です。

■食育に関するアンケートより

- ◇「家庭」での取組は、「安全な食べ物の知識を増やす」「食品表示を確認して購入」を9割以上が「特に／ややしたい」。
- ◇「食品購入」は、鮮度、価格に次いで、約6割が「産地」を重視。
- ◇「飲食店・レストラン」には、「食品添加物の少ない食材の使用」「有機野菜や無農薬野菜の使用」を9割以上が「特に／ややして欲しい」。
- ◇「行政」には、「食中毒予防や食品添加物、農薬等、食の安全に関する情報提供の充実」を9割以上が「特に／ややして欲しい」。

資料）西東京市「食育に関するアンケート」調査結果報告書（西東京市、平成25年4月）

- 消費者生活展での情報提供や各種講座の実施といった、既存の「知識を増やす」「情報提供の充実」の取組では、比較的関心の高い市民中心に参加する傾向が見受けられました。今後は、これまで個別に提供されていた情報を、「食の安全・安心」の切り口で一覧できるような、提供の仕組みを整備します。また、食育月間（毎年6月）に合わせて情報提供する等の取組により、幅広く市民の関心を高めることを目指します。

3 東大生態調和農学機構*連携事業

⇒基本目標2 農の理解を通じた食を大切にする心の育成 2-1農業体験の推進 (再掲)

- 東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構（以下「東大 生態調和農学機構*」という）との間においては、平成19年度から「食育」「資源循環」に着目した事業を行っています。今後も、市民が幅広く食育について学習、体験できるようにするために、東大生態調和農学機構*との更なる連携を進めます。【協働コミュニティ課、教育企画課、企画政策課】
- 東大生態調和農学機構*は約22.2haを占める市内有数の緑地であるとともに、戦前から農政・農学をリードする人材を輩出してきた、本市の重要な地域資源の一つです。
- 東大生態調和農学機構*では、農学に関する教育・研究の場として農作物が栽培されており、専門的知見と農体験のフィールドが両立する、「食育」にふさわしい場です。
- 市民活動団体「東大農場塾」「西東京 菜の花エコ・プロジェクト」と連携した「資源循環」型地域社会のモデル事業も行われてきました。
- このような貴重な地域資源を活かした独自の取組として、平成19年度から、「食育」「資源循環」に着目した連携事業を行っています。
- 平成19年度は「収穫から食までの連続体験」、平成20年度以降は栽培のプロセスも組み込み「ひまわりの播種、栽培、収穫、搾油、食の連続体験授業」を実施し、「いのち」を育むプロセスの始めから終わりまで関わる、連続性をもった総合的な取組を行っています。
- この取組は、東大生態調和農学機構*のもつ専門性と地域貢献、市民活動団体の協力を活かした、産学公連携の取組であることも特徴といえ、近隣の小学校も事業に参加してきました。
- 今後も、東大生態調和農学機構*、市民活動団体が蓄積してきたノウハウを活用し、継続して実施していける体制を整えていきます。また、東大生態調和農学機構*のキャンパス整備計画を見据え、将来的にはさらなる取組を検討していきます。

4 「めぐみちゃんメニュー」の認定制度

⇒基本目標2 農の理解を通じた食を大切にする心の育成 2-2地産地消の普及啓発
(再掲)

- 市内産農産物を使用した飲食物（加工品・土産物等を含む）を飲食店等の協力を得てメニュー化し、消費者等へ提供することにより、農業振興を図るとともに、地域経済の活性化を促進することを目的に「めぐみちゃんメニュー事業」を進めます。【産業振興課】
- 「めぐみちゃんメニュー事業」では、市内の飲食店をはじめとする商工業者の方から、西東京市産の農産物を使ったオリジナルメニューを募集し、「めぐみちゃんメニュー」として認定します。
- この事業には、市内で営業する飲食店をはじめとする商工業者の方、農業を営む方であればどなたでも参加できます。
- 認定にあたっては、メニューに市内産農産物を必ず1品以上使用した飲食物を提供すること等、参加基準による選考があります。
- 認定されたメニュー及び出荷する農業者の方は、専用ホームページ【たっぴり“畑”の恵み～西東京市 農のあるまちサイト <http://farm-nishitokyo-city.jp>】等で紹介しています。



西東京市農産物キャラクター
「めぐみちゃん」

市では、「農家と市民が育てる豊かな農業 西東京」をテーマに、市内で生産された農産物のイメージキャラクターを一般から公募し「めぐみちゃん」が誕生しました。

「めぐみちゃん」は、都内有数の産地となっている市内のキャベツをイメージしたかわいらしい女の子で、市内産農産物のシンボルです。

5 食育の普及啓発～「野菜たっぷり食育宣言」等～

⇒基本目標3 人と人とのつながりによる広がりある食育の推進 3-3食育ネットワークによる食育の普及啓発（再掲）

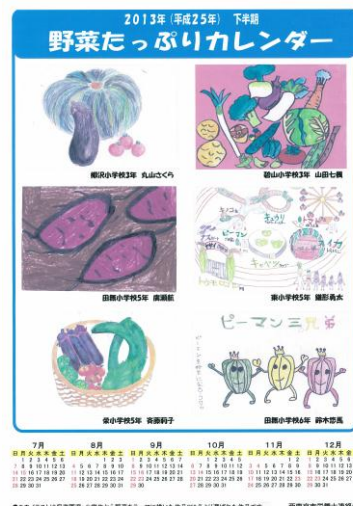
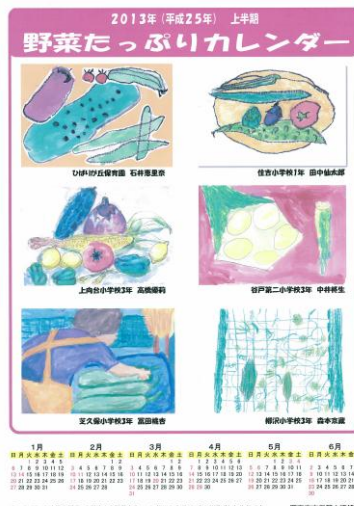
- 市民が食を通して健康的で豊かな生活を送るために、食に関する必要な情報を提供します。栄養士連絡会等で定めた年度のテーマに沿って、市報やホームページを活用し、「野菜たっぷりカレンダー」や食育リーフレットの作成・普及等、市域全体で広がりある食育を推進します。【健康課、保育園、小学校】

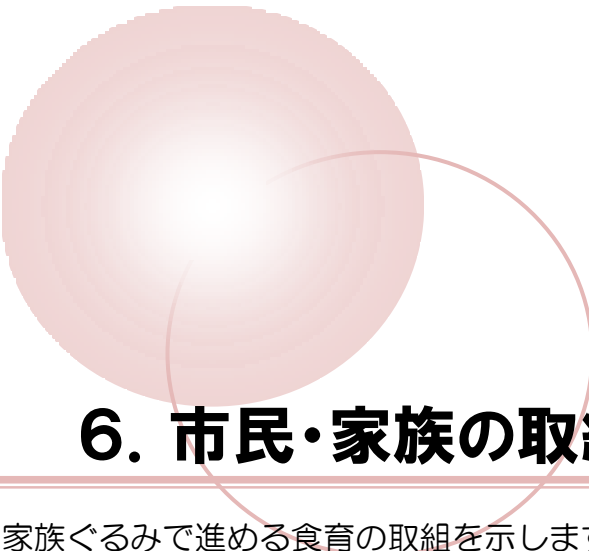
- 野菜の摂取は、栄養バランスを向上させ、生活習慣病*予防にもつながります。
- 「野菜たっぷり食育宣言」は、生活習慣病*予防の取組として、多摩小平保健所、本市及び近隣4市による「食を通じた地域の健康づくりネットワーク会議」が、平成17年3月に行い、引き続き取り組んでいる事業です。
- 地域の共通栄養改善目標として「野菜をたっぷり食べよう」を掲げ、ライフステージ*別取組目標を示しています。具体的で分かりやすく、市民にとって取り組みやすい目標となっています。平成24年度からは「朝食の欠食率を減らす」ことを目標に加え、『めざましスイッチ朝ごはん』の標語のもと、取り組んでいます。
- 市内の各拠点に配置された栄養士が連携し、各拠点の利用者を中心に、より多くの市民への働きかけとして、子供たちから野菜のイラストを募集して「野菜たっぷりカレンダー」や、食育リーフレットを作成し、引き続き普及に取り組めます。

■食育リーフレット



■野菜たっぷりカレンダー





6. 市民・家族の取組

一人ひとり・家族ぐるみで進める食育の取組を示します。

6. 市民・家族の取組

6-1 家族ぐるみの食育の取組

家族ぐるみで食育に取り組むことによって、将来像「食が織りなす、豊かな暮らしのあるまち」の実現を目指します。

家族全員が一緒に行動したり、家族の一人が体験したことを家族みんなで共有したりすることで、最も身近な家族の中で連続的な食育の動きを育みます。さらに、家族以外の人に働きかけることで、食育の「動き」が、広がりある確かなものとなっていきます。

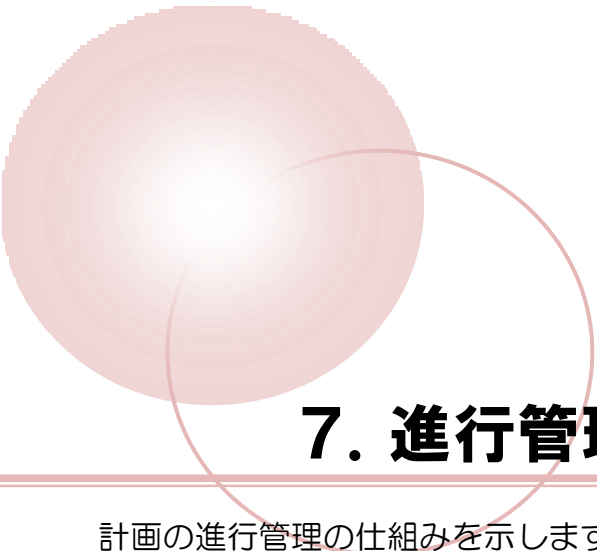
■家族ぐるみの食育の取組のイメージ



6-2. 市民の行動指針

食は365日の営みであり、食育を推進するには何よりも、市民一人ひとりや家族、仲間との取組が大切です。
市は、市民一人ひとりの取組を「4. 施策の内容」「5. 重点事業」の施策・事業によって支援します。
ライフステージ*に応じた、市民一人ひとりの食育への取組の方向性を示す「行動指針」と、「実現したい姿」をまとめました。

食育標語	ライフステージ	発達や健康の特徴	市民の行動指針	家族や地域で実現したい姿	関連の深い施策			
					基本目標 1		基本目標 2	基本目標 3
■毎食バランスよく みんなで楽しく食べます ・早寝早起きで、朝食を欠かさずとっている ・野菜をたっぷり、栄養のバランスをとり、よく噛んで食べている ・はしの持ち方、姿勢等食事のマナーが身に付いている ・食の安全や歯と口の健康に関心をもっている ・自分に合った食事の量となるよう調節し、適度な運動を行う	乳幼児期0～5歳 	○体の発育が盛んで、見る、触る、味わう等の感覚が発達し、自分の周りのものに対する好奇心が強くなる時期です。	■望ましい食習慣と食への関心を育てる ①発達段階に応じた適切な食への対応を行う ②子供の食への興味を育て、楽しむ	○安心と安らぎの中で授乳される心地よさを味わう ○正しいはしの持ち方等、食事のマナーを身に付けることを始める ○早寝早起きの生活リズムを整え、規則正しく野菜たっぷりの食習慣を身に付けている ○家庭での手伝いを通して食材や調理に関心を持っている	1-1 乳幼児と保護者の食育	1-5 食の安全・安心	2-1 農業体験の推進	3-1 地域の食育の担い手への支援
	学童期6～12歳 	○体力や運動能力が向上し、自分でできることの範囲が広がる時期です。	■食の体験を拡げ選ぶ力をつける ①子供が自ら振り返り、自己の課題に気づき、健康への意欲、態度を育てる ②家族ぐるみで望ましい食習慣を形成する	○はしの持ち方や姿勢等食事のマナーが身についている。 ○栽培、収穫等の農作業や、調理経験を通じて食材や食について知り、理解している ○家族ぐるみのつきあいで、食の共同作業の経験を持っている	1-2 児童・生徒の食育			
	思春期13～18歳 	○体の発達がほぼ完了し、いろいろな生活習慣を自分で整えることができるようになる時期です。	■食を自己管理する力を鍛える ①よりよい健康生活を自ら実践し、試行錯誤から学ぶ	○食生活と健康について学び、バランスの取れた食事を実践している ○食の安全や環境への配慮について、知識を持ち、無駄や食べ残しを減らす等の実践をしている ○家族や地域ぐるみでの食の共同作業経験等を通して、自らの食のスタイルを身に付ける				
	青年期・壮年期 19～64歳 	○心身ともに充実し、職場や地域社会で活発に活動する時期です。 その一方で、健康上問題となる行動が蓄積され、体の機能の低下とともに、生活習慣病*が増加する時期です。	■食生活を確立し、見直し、次世代に伝える ①子育てを契機に家族ぐるみで食への関心を高め、体験を共有する ②活動内容に応じた適切な食事を選択する方法を身に付ける ③地域ぐるみで食への関心を高める ④健康面から不規則な生活や、バランスをくずした食事を見直す	○家族ぐるみで、早寝早起きの生活リズムを整え、規則正しく野菜たっぷりの食習慣を実践している ○家族ぐるみで、地域の「農」や「食」に関心を持ち、生活に取り入れている ○身近な地域で、行事食や伝統食を経験したり教わったりする機会がある ○肥満予防に関心を持ち、活動の実態に即して、現実的な健康増進への取組を行っている ○地域ぐるみで、作物を栽培、収穫し、仲間と共に食事を楽しむ機会がある	1-3 成人の食育			
■伝えあい、 守り育てながら食べます ・行事食や伝統食を生活にとり入れている ・家庭や身近な地域で食事について相談したり、教わる機会がある ・家庭や身近な地域で共に食事を作り、楽しむ機会がある ・家族や身近な人と食卓を囲む機会を持つこと（共食）の大切さを知る	高齢期65歳～ 	○退職や子供の自立等により、生活が変化します。健康状態の個人差がでてくる時期です。	■生活への意欲を維持し、食を楽しむ ①コミュニケーションを図り、食を含む生活への意欲や関心を高める ②食の内容が低栄養になる事を予防する	○外出や人とのつきあいを活発にして、生活の意欲を高めている ○地域ぐるみで、仲間と共に食事を楽しむ機会がある ○体調に応じて、食事の相談をできる人が身近な地域にいる ○自分の体験を、子供世代・孫世代に教えたり伝えたりする	1-4 高齢者の食育			



7. 進行管理

計画の進行管理の仕組みを示します。

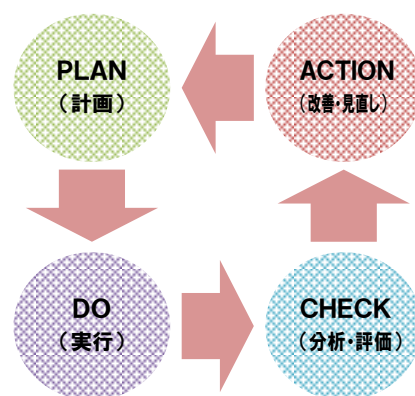
7. 進行管理

7-1 計画の進捗の把握・評価

庁内における計画の推進体制を中心に、進捗の把握・評価、見直しを行います。

1 PDCAサイクルによる進行管理

本計画の内容を「PLAN（計画）」とし、毎年、「DO（実行）」「CHECK（分析・評価）」「ACTION（改善・見直し）」を繰り返す、PDCAサイクルによる進行管理を行います。



2 分析・評価と結果の公表

計画にもとづく取組により「目標がどの程度達成されたか」を示す「食育推進の指標と目標」を設定しました。

計画の分析・評価は、「食育推進の指標と目標」に加え、「将来像の実現に向けた取組の中で、食育の理解がどのように進んだか」等の内容や質、「小さくとも芽生えた取組」等、動きの広がりを重視して、総合的に行います。

3 計画の「効果」に基づく見直し

本計画は計画期間を5年としており、平成29年度に見直しを行います。見直しにあたっては、「食育推進の指標と目標」等を活用して、計画によって得られた効果と生じている課題を明確にし、新たな方向性・施策を検討します。

7-2 食育推進の指標と目標

「食育推進の指標と目標」は、基本目標を代表的に表し、施策や重点事業の効果を表す数値を取り上げています。

「基本目標1 食の自立と健康的な生活を実践する取組の充実」の食育推進の指標と目標 ～ 毎食 バランスよく みんなで楽しく 食べます ～

食育推進の指標	平成24年度現状値	平成30年度目標	設定の理由	指標の解説、出典
朝食をほぼ毎日食べる人の割合※	小学生 93.5%	→	●規則的な食習慣は、健康づくりに欠かすことのできない取組です。	●平成24年度西東京市「食育に関するアンケート」より。保護者が子供について回答。なお「ほぼ毎日」は「週4、5日以上」を指す。 ●平成23年度健康に関する市民アンケート結果（毎日欠かさず食べている・週に5～6回程度食べている）
	中学生 84.4%	↗		
	20歳以上 80.0%★	↗		
栄養のバランスやエネルギーを考えて食事をしている人の割合	20歳以上の男性 68.8%★	↗	●野菜摂取は栄養バランス向上、満腹感による肥満防止にもつながります。	●平成23年度健康に関する市民アンケート結果（いつも（毎日）そうしている・ときどきそうしている人）の割合
	20歳以上の女性 88.5%★	↗		
むし歯のない子の割合	3歳児健診対象者 87.8%	↗	●口腔機能の大切さやよく噛んでおいしく食べるためには、乳幼児・学齢期からむし歯をつくらなくすることが大切であるため。	●3歳児健診対象者のむし歯のない子の割合
むし歯の本数	12歳児 1.15本	↘		●12歳児の一人平均むし歯の本数
メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者割合	40～74歳の西東京市国民健康保険加入者 11.6%	↘	●特定健康診査は個人が生活習慣を振り返る有効な機会であり、特定保健指導*により健康的な行動変容の方向性を導き出し、生活習慣病*を予防します。	●平成24年度40～74歳の西東京市国民健康保険加入者の特定健康診査受診者のうち内臓脂肪症候群該当者割合
メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）予備群者割合	40～74歳の西東京市国民健康保険加入者 22.2%	↘		●平成24年度40～74歳の西東京市国民健康保険加入者の特定健康診査受診者のうち内臓脂肪症候群予備群者割合
安全な食べ物に関する知識を増やしたい人の割合	小学生の保護者 94.7%	→	●消費者である市民が正確な情報を理解・選択できるよう啓発・支援が必要です。	●小学生の保護者：平成24年度アンケートより。

・※は、国の食育基本計画の目標に準じた目標です。

・★は、平成24年度以外のデータです。

「基本目標 2 農の理解を通じた食を大切に作る心の育成」の食育推進の指標と目標

～ めぐみとまごころに感謝し 大切に 食べます ～

食育推進の指標	平成24年度現状値	平成30年度目標	設定の理由	指標の解説、出典
農業体験実施校数	小学校 19校	→	●体験を通して食べ物や命の大切さ、感謝の気持ちを学ぶ大切な場です。	●食育実施状況調査（市内公立小中学校が実施した食育として位置づけが可能な活動内容を回答）結果より。農業体験の内容は、農作業の体験（栽培・収穫）、農作物の加工体験・調理体験、農作物の育ち等の観察、農業の見学、地域の農業の理解といったものがあげられる。
	中学校 5校	→		
食育をテーマとする東大生態調和農学機構*連携事業への参加校数（累積）	参加校数（累積） 6校	↗	●体験を通して食べ物や命の大切さ、感謝の気持ちを学ぶ大切な場です。	●参加校数（累積）：食育をテーマとする東大生態調和農学機構連携事業への参加校の累積数
地元の農産物を食べたい・購入したい人の割合	小学生の保護者 81.7%	↗	●市内産農産物は、旬の新鮮なものが多く栄養的に優れています。	●小学生の保護者：平成24年度アンケートより地元の農産物を「多少割高でも」あるいは「同程度の価格であれば」購入したい割合
食材を無駄なく使いきるようにしている人の割合	18歳以上の市民 67.0%★	↗	●もったいないという気持ちで、食べ物等を大切にすることが重要です。	●18歳以上の市民：平成24年度環境に関する市民アンケート調査結果報告書より、食材を無駄なく使いきることを「いつも行っている」人の割合

・※は、国の食育基本計画の目標に準じた目標です。

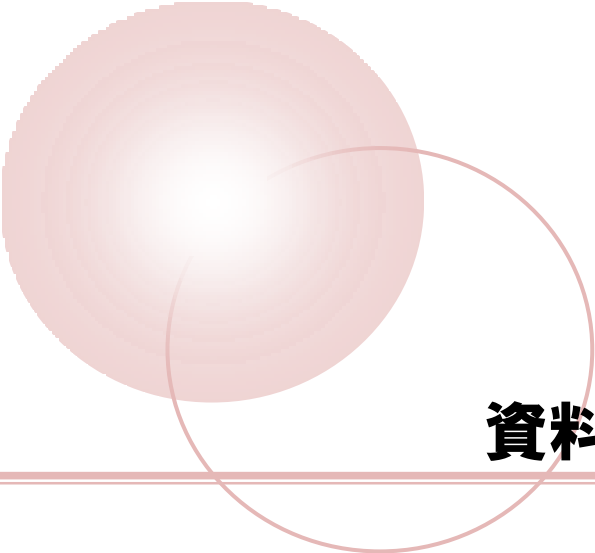
・★は、平成24年度以外のデータです。

「基本目標3 人と人とのつながりによる広がりある食育の推進」の食育推進の指標と目標

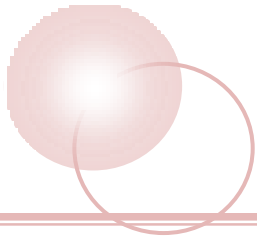
～ 伝えあい 守り育てながら 食べます ～

食育推進の指標	平成24年度現状値	平成30年度目標	設定の理由	指標の解説、出典
食育の推進に関わる地域活動団体数※	地域活動団体把握数 17団体★		●地域における食育活動を進めるために必要な団体です。	●西東京市地域活動栄養士会 ●西東京食☆育チーム ●公民館登録団体のうち調理・食の安全に関わる団体数 15 団体
家族と一緒に夕食をほぼ毎日食べる人の割合	小学生の保護者 90.9%		●家族団らんの食事は、マナー習得に加え、食を楽しむ心も育みます。	●小学生の保護者：平成 24 年度アンケートより。なお「ほぼ毎日」とは「週 4、5 日以上」を指す。
緑黄色野菜を1日1回以上食べている人の割合	子 87.4%★		●野菜摂取は栄養バランス向上、満腹感による肥満防止にもつながります。	●子、成人：平成 23 年度健康に関する市民アンケート結果（食べている人）の割合
	20歳以上 82.1%★			
その他の野菜、海藻、きのこ類を1日1回以上食べている人の割合	子 79.9%★			●子、成人：平成 23 年度健康に関する市民アンケート結果（食べている人）の割合
	20歳以上 77.8%★			
「食育」の意味を知っている人の割合※	小学生の保護者 82.4%		●食育推進には「食育」という言葉の意味の理解が必要です。	●小学生の保護者：平成 24 年度アンケートより
食育に関する出前講座数	出前講座数 9回 (153人)		●出前講座を実施し、食育に関する広く普及啓発を図ります。	●健康課、保育課で実施した合計回数と参加者数

・★は、平成24年度以外のデータです。



資料編



資料編

資料 1 西東京市食育推進会議設置要領

第1 設置

西東京市食育推進計画（以下「食育推進計画」という。）を推進するため、西東京市食育推進会議（以下「会議」）を設置する。

第2 所掌事項

- (1) 食育推進計画の策定内容の検討に関すること。
- (2) 食育推進計画の進行管理に関すること。
- (3) 食育推進計画の普及及び推進に関すること。
- (4) その他食育に関すること。

第3 組織

会議の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 企画部企画政策課長
- (2) 市民部健康課長
- (3) 福祉部高齢者支援課長
- (4) 子育て支援部子育て支援課長
- (5) 子育て支援部保育課長
- (6) 生活文化スポーツ部産業振興課長
- (7) 生活文化スポーツ部協働コミュニティ課長
- (8) みどり環境部環境保全課長
- (9) 教育部教育企画課長
- (10) 教育部学校運営課長
- (11) 教育部教育指導課長
- (12) 教育部公民館長
- (13) その他会長が必要と認める者

第4 会長及び副会長

会議に会長及び副会長を置き、会長は市民部健康課長をもって充て、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、会議を代表し、会議を総理する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

第5 会議

会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第6 関係者の出席

会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第7 部会

第2に規定する所掌事項に関する研究その他の作業を行うため、必要と認めるときは部会を設けることができる。

2 前項の部会の組織、運営等については、会長が別に定める。

第8 庶務

食育推進会議の庶務は、市民部健康課において処理する。

第9 委任

この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

資料2 西東京市食育推進会議 委員構成

◎委員長 ○副委員長

西東京市食育推進会議 委員
○企画部企画政策課長
◎市民部健康課長
福祉部高齢者支援課長
子育て支援部子育て支援課長
子育て支援部保育課長
生活文化スポーツ部産業振興課長
生活文化スポーツ部協働コミュニティ課長
みどり環境部環境保全課長
教育部教育企画課長
教育部学校運営課長
教育部教育指導課長
教育部公民館長
(監修) 新出 真理 ヘルスサポート研究会カナン代表 管理栄養士

資料 3 計画の策定経過

1 西東京市食育推進会議 検討過程

回数	開催日	検討内容
第1回	平成25年 5月24日（金）	●座長・副座長の選出 ●食育推進体制について ●食育に関するアンケート調査結果報告 ●食育推進計画の進行状況について ●年間スケジュールについて
第2回	平成25年 7月17日（水）	●食育推進計画策定に関わる策定方針について
第3回	平成25年 9月27日（金）	●西東京市食育推進計画（案）について
第4回	平成25年 ○月 ○日（○）	●

2 西東京市食育推進会議 作業部会 検討過程

回数	開催日	内容
第1回	平成25年 7月22日（月）	●座長の選出 ●食育推進計画策定に関わる策定方針について ●食育ネットワークについて ●年間スケジュールについて
第2回	平成25年 9月 5日（木）	●西東京市食育推進計画（案）について
第3回	平成25年 ○月 ○日（○）	●

3 市民まつりブース出展

開催日	内容
平成25年 11月 9日（土）	●パネル展示
平成25年 11月 10日（日）	●

4 パブリックコメント

実施期間：平成25年10月25日（金）～11月24日（日）

意見概要	市の検討結果
● （件数：○件）	●

5 市民説明会

実施日時：平成25年10月25日（金） 14：00～15：00

実施場所：アスタ西東京2階センターコート

参加者：○名

資料4 計画策定に関わるアンケート概要

1 市民の健康に関するアンケート

目的： 第2次西東京市健康づくり推進プランの基礎データとして、市民の健康意識・行動、生活習慣を把握するために実施する。

期間： 母子・成人調査…平成23年10月24日～11月24日
小中学生調査…平成23年11月8日～11月25日

対象： 母子調査…市内に住む未就学児のいる保護者1,000人（無作為抽出）
成人調査…市内に住む20歳以上の5,000人（無作為抽出）
小中学生調査…西東京市立小学校の4年生、市立中学校の1年生2,833人

回答数：母子調査…554人（回答率55.4%）
成人調査…2,164人（回答率43.3%）
小中学生調査…2,740人（回答率96.7%）

2 西東京市「食育に関するアンケート」

目的： 児童・生徒の食に関する実態、保護者の食に関する意識、食育に関する行政への取り組み等の意見・要望を把握し、5年間の食育の取り組み効果等を検証し、今後の西東京市における食育推進施策の参考とする。

時期： 平成24年12月

対象： 594人（西東京市立3小学校の1年生294人、6年生300人の保護者）

回答数：547人（回答率92.1%）
1年生268人（回答率91.2%）、6年生279人の保護者（回答率93.0%）

資料5 用語解説

《五十音順》

【え】

NPO（えぬぴーおー）

“Non-Profit Organization”の略称で、営利を目的としない民間の組織や団体のことです。平成10年12月、特定非営利活動を行う団体への法人格付与等により、市民の社会貢献活動の発展を目指す特定非営利活動促進法が施行されました。

エプロンシアター

エプロンシアターとは、中谷真弓氏（乳幼児教育研究所理事・講師）1979年に考案した、ポケットやマジックテープ等、様々な仕掛けがついた胸当て式のエプロンを劇場に見立て、人形を使って、話を展開する「表現遊び教材」のことです。

嚥下（えんげ）

食品が口の中から胃に送られるまでの運動のこと。

【か】

噛ミング30（かみんぐさんまる）

“より健康的な生活を目指し、一口30回以上かむこと目標とする”キャッチフレーズです。30という数字には、一口30回程度はかんで・味わって・食べようということと、軟らかくてあまりかまなくてもいい料理が増えている中で、かみごたえのある食事にも目を向けようという意味がこめられています。

【き】

QOL（きゅーおーえる）

“Quality of Life”の略称で、多くは「生活の質」と訳されます。厚生労働省のすすめる健康日本21では、寿命の長さだけでなく、その人らしく社会生活を営める状態、いわゆる健康寿命をのばそうと、QOLの向上が目的として掲げられています。

共食

共食とは、一人で食べるのではなく、家族や友人、職場や地域の人等、「誰かと共に楽しく食事をすることです。せっかく一緒に食卓を囲んでいてもテレビを見ながら、携帯をいじりながら、新聞・雑誌を読みながら等、それぞれが違うことをしながら会話なく食卓を囲むことは「共食」とは言えません。食卓で会話を交えながらの食事は、お互いの理解を深める場となり、心の豊かさにもつながります。

【こ】

誤えん

食物が誤って気管に入ること。

孤食

孤食とは一人で食事をする事です。社会情勢やライフスタイルの変化とともに色々な「こ食」の姿が見られるようになってきています。個食（家族で同じ料理を食べず、個々に好きなものを食べる）、固食（自分の好きなものや同じものだけ食べる）、小食（食べる量が少ない）、粉食（パンや麺等の粉を使った食材を好んで食べる）、濃食（味の濃いものを好んで食べる）があげられます。

【し】

市民意識調査報告書

本調査は、平成 21 年の西東京市総合計画（後期基本計画）策定以降のまちづくりの推進及び平成 26 年度からの新たな総合計画の策定作業を進めるにあたり、統計的手法によって、社会状況や市民ニーズの変化に柔軟に対応していくために、市政に対する市民全体の考え方、後期基本計画の推進状況に対する評価（満足度・重要度）を把握し、その結果を今後のまちづくりを進める上での基礎資料として活用し、計画のより効果的な推進に役立てることを目的として、第 4 回目を平成 24 年に実施いたしました。

【調査概要】

- 1 調査地域 西東京市全域
- 2 調査対象 西東京市住民基本台帳に登録された 18 歳以上の男女個人
- 3 標本数 5,000
- 4 抽出方法 住民基本台帳より、人口構成比に配慮し無作為抽出
- 5 調査方法 郵送配布、郵送回収
- 6 調査期間 平成 24 年 5 月 16 日から平成 24 年 5 月 31 日
- 7 回答数・回収率 有効回答数 2,408 票（有効回収率 48.2 パーセント）

市民農園

市民が自らの手で野菜づくりに取り組めるよう市内に設置されている農園です。市民農園は、市民が実費相当分を負担し、市が管理する畑を利用します。植え付ける作物や作業等は、利用者の管理によります。

食育基本法

食育を国民運動として推進するため、食育の基本理念と方向性を明らかにし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成17年6月に成立し、同年7月15日から施行されています。（出典：内閣府「みんなの食育ガイド」）

食育推進基本計画

食育基本法に基づき平成18年3月に策定された5年間（平成18年度から22年度）の計画です。食育についての施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を国民運動として展開するための基本的な方針、具体的な目標値、食育月間（毎年6月）、食育の日（毎月19日）等を盛り込んでいます。（出典：内閣府「みんなの食育ガイド」）

食事バランスガイド

望ましい食生活についてのメッセージを示した「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるものとして、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかの目安を分かりやすくイラストで示したものです。厚生労働省と農林水産省により平成17年6月に決定されました。（出典：厚生労働省「食事バランスガイド」ホームページ）

食生活指針

近年、我が国の食生活は、海外からの食料輸入の増大に加え、食の外部化や生活様式の多様化が進展し、飽食とも言われるほど豊かなものになっている中で、脂質の摂り過ぎ等の栄養バランスの偏りや、食料資源の浪費等の諸問題が顕在化しています。

このような状況を踏まえ、農林水産省においては、平成12年3月、当時の厚生省、文部省と共同して10項目からなる食生活指針を策定し、閣議決定されました。

食生活指針の10項目の内容は、「食事を楽しみましょう。」、「1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。」、「主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」、「ごはん等の穀類をしっかりと。」、「野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚等も組み合わせる。」、「食塩や脂肪は控え目に。」、「適正体重を知り、日々の活動に見合った食事量を。」、「食文化や地域の産物を活かし、ときには新しい料理も。」、「調理や保存を上手にして無駄や廃棄を少なく。」、「自分の食生活を見直してみよう。」から成り立ちます。（出典：農林水産省ホームページ）

食料自給率

国民が消費する食糧を国内生産でどれくらいまかなっているかを示す指標です。通常は国民1人が1日に獲る国産食料の熱量（カロリー）を、外国産も含めた全体の熱量で割って計算します。平成24年度概算値で39%と、昭和40年度の73%に比べ大きく減少しています。また、穀物自給率（重量ベース）は、我が国は26%（平成21年度）と、世界173の国・地域のなかで127番目に位置し、経済協力開発機構（OECD）加盟国34か国のなかでも30番目と低い水準にあります。（出典：農林水産省「食糧需給表」）

【せ】

生活習慣病

「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾病群」をさします。脂質異常症、高血圧、糖尿病を含めた代表的な生活習慣病としては、肥満、痛風（高尿酸血症）、循環器疾患、肝臓疾患、がん、骨粗しょう症、歯周病等があります。生活習慣の積み重ねに加え、外部環境や遺伝的素因、加齢の要因が重なり合って起こる病気ですが、生活習慣の改善により様々な病気の発症や進行を予防することができます。

生活機能評価

65歳以上の高齢者（要支援・要介護認定を受けている方を除く）を対象として、加齢に伴う生活機能の低下をいち早く発見するためのもので、問診等により評価します。

【そ】

咀嚼（そしゃく）

口の中で食べものをよく噛み砕き、唾液を分泌させて食物とよく混ぜ合わせ、飲みこみやすい大きさ・かたさにし、嚥下（飲み込む）するまでの一連の動作をさします。

【た】

第2次食育推進基本計画

第2次食育基本計画は、食育推進基本計画（平成18年度から22年度）に基づく5年間の食育の推進と食を巡る諸課題を踏まえ、平成23年度から27年度までの5年間の期間とする新たな食育基本計画です。（出典：内閣府「みんなの食育ガイド」）

【ち】

地域子育て支援センター

市内5ヶ所の保育園（ひがし保育園、なかまち保育園、やぎさわ保育園、すみよし保育園、けやき保育園）の一部（園庭、部屋）が親子や妊婦さんに開放され、その中で子育てに関する講座や親子で楽しむ行事や、看護師・栄養士・保育士による子育て相談等が行われています。

地産地消

地域で生産された食料（農林水産物）を地域で消費しようとする取組みをいいます。フードマイレージの考え方からすれば、できるだけ産地に近いところで消費することが環境への負荷が小さいと言えます。

地域の郷土食

その地域から得られる食材を使っていることが主な特徴で、その地域独自の調理方法で作られ、伝承されている料理をいいます。

地域活動情報ステーション

西東京市が市民活動の支援及び活性化のために開いた公式サイトです。市が実施する事業の内容や西東京市を中心に活動している団体の活動内容、イベント等を紹介しています。団体は本サイトに登録することにより、自分の団体のホームページを作成することができます。

【と】

特定健康診査

糖尿病等の生活習慣病に主眼を置いた40歳から74歳を対象とした健診で、生活習慣病のリスクを増幅するメタボリックシンドロームに着目した健診内容となっています。腹囲の計測や血液検査に加え、喫煙や食習慣等普段の生活習慣をお伺いする等、とりわけメタボリックシンドロームの該当者・予備群を早期に発見し、生活習慣改善のための保健指導を行い、減少させるための健診です。

特定保健指導

特定健康診査の結果から、メタボリックシンドロームまたは予備群と判定された方は、放っておくと生活習慣病が進行していく可能性があります。「動機づけ支援」「積極的支援」等健診の判定の段階にあわせて保健指導を1回～数回受けて、生活習慣の見直しを考えていきます。特定保健指導の対象者は、食事や運動等今の肥満や生活習慣病の危険因子を解消できるかを保健師、管理栄養士等の保健指導実施者と一緒に考え、ご自身で目標を立て、実践できる健康づくりに取り組んでいきます。

東大生態調和農学機構

東大生態調和農学機構（東大農場は平成22年4月1日、東大生態調和農学機構[正式名称：東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構]に改組）との間においては、平成19年度から「食育」[資源循環]に着目した事業を行ってきました。今後、生徒、市民が幅広く食育について学習、体験できるようにするために、東大生態調和農学機構との更なる連携を深めることについて協力を要請します。

【に】

西東京市健康都市宣言

平成23年8月に市民共通の願いとして、生涯健康で「一人ひとりが輝き互いに支え合うまち」の実現のために、健康を「人」と「環境」の両面から捉え、市民自らが努力（自助）し、互いに助け合う（共助）とともに、公共とも連携する（公助）ことで、さまざまな分野の協働により「健康都市」をめざすことを宣言しました。キャッチフレーズは、「しゃきしゃき笑顔で健康 西東京市」です。

二次予防事業対象者

二次予防事業は、要支援・要介護状態のおそれがあると考えられる65歳以上の方が、要介護状態等になることを予防することを通じて、活動的で生きがいのある生活をおくることができるよう支援する事業です。「基本チェックリスト」の結果に基づき対象者が決まります。

【の】

農業体験農園

農業者自らが開設し、市民の方に利用してもらう農園で、利用者のみなさんは農業の窓口である農園主のきめ細かい指導とサポートのもとで、農業体験を行うことができます。市民のみなさんの農業体験の機会を確保するとともに、農業に対する理解を深め、市内における農業の振興及び農地の保全を図ることを目的としています。

【は】

パネルシアター

パネル布を貼った舞台に絵（または文字）を貼ったり外したりして展開する、おはなし、歌あそび、ゲームをはじめとする教育法、表現法です。1973年に古宇田亮順氏によって創案されて以来、保育・教育現場を中心に、実演が広まりました。

【ふ】

フードマイレージ

国別の食料輸入量×輸送距離で示される値のことです。この値が小さいほど、食料の輸送にエネルギーを使わず、環境への負荷が小さいことを表しています。

ファミリー学級

西東京市在住で初めてパパ・ママになる方が、安心して出産・育児をしていただけるように、助産師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、心理士が出産・育児に関することや行政サービス等についてお話しし、参加者同士の交流を行う講座（2日間）です。

【へ】

ヘルスプロモーション

世界保健機関（WHO）が、1986年11月にカナダのオタワ市で開催した会議で採択した「オタワ憲章」で提唱されている21世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されています。人々がより高いQOLを目指し、ライフスタイルを自ら積極的に改善し、地域社会と協働していきいきと生活し、自己実現し、それを社会も互いに支援していくという理念に基づいています。

【ほ】

保育所における食育に関する指針

子供の栄養改善と食を通じた心の健全育成のために、保育所における食育の内容、配慮事項、食育の計画作成・評価方法等、保育所における食育のあり方に関する検討内容が「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」報告書としてとりまとめられました（平成15年度児童環境づくり等総合調査研究事業）。平成16年3月に厚生労働省より公表。

【め】

めぐみちゃん

市内で生産された身近な安全・安心の農産物を普及啓発するため誕生した、キャベツをモデルにした農産物キャラクターです。

「農家と市民が育てる豊かな農業 西東京」をテーマに、多くの市民の方のご応募により選ばれました。「めぐみちゃん」のキャラクターが描かれた、のぼり旗等がある直売所は、安全・安心・新鮮でおいしい市内産農産物を販売しています。「市民と農家の宝物 けやきの里のめぐみです」のキャッチフレーズとともに農業振興施策に活用されています。



メタボリックシンドローム (Metabolic Syndrome)

内臓脂肪症候群。内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）により、血糖値、血圧、血清脂質が糖尿病や高血圧症というように疾病と診断される程、異常ではないが、ある程度高く、それらが重複すると脳卒中や心疾患になる可能性が高くなる状態をいいます。必須項目となる内臓脂肪蓄積のマーカーとして、ウエスト周囲径が男性で85cm、女性で90cm以上で、さらに ①血清脂質異常（トリグリセリド値150mg/dL以上、またはHDLコレステロール値40mg/dL未満）、②血圧高値（最高血圧130mmHg以上、または最低血圧85mmHg以上）、③高血糖（空腹時血糖値110mg/dL）の3項目のうち2つ以上を有する場合をメタボリックシンドロームと診断します。

【や】

野菜たっぷりカレンダー

平成17年3月に多摩小平保健所、本市及び近隣4市による「食を通じた地域の健康づくりネットワーク会議」が「野菜たっぷり食育宣言」を行いました。宣言に基づき、市内の各拠点に配置された栄養士が連携し、子供たちから野菜のイラストを募集して作るカレンダーです。

【ら】

ライフステージ

出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等の人生の節目によって変わる生活（ライフサイクル）に着目した区分のことです。

リスクコミュニケーション

化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることです。

資料 6 食育基本法

食育基本法（平成十七年 法律 第六十三号）

平成17年6月10日制定

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子供たちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子供たちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向等の問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身

を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子供の食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子供の教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子供の食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子供の食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子供を対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子供の健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子供の食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における

食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二條 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

２ 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三條 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四條 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五條 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

２ 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六條 内閣府に、食育推進会議を置く。

２ 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

（組織）

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

（会長）

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

（政令への委任）

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県食育推進会議）

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村食育推進会議）

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（内閣府設置法の一部改正）

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」を「食育推進会議 食育基本法 少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」に改める。

附 則〔平成二十一年六月五日法律第四九号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日〔平成二十一年九月一日〕から施行する。〔後略〕

西東京市食育推進計画

平成26年3月

発 行 西東京市 市民部健康課
〒202-8555 西東京市中町一丁目5番1号
保谷保健福祉総合センター4階
電話 042-464-1311（代表）



西 東 京 市